

林政 ジャーナル

No.66 2024年7月10日

日本林政ジャーナリストの会

目次

- 特別講演／森林医学の現状と展望 1
- 定例研究会6(2023)／Wildlife Managementの未来 7
- 第46回定期総会記録 15
- 定例研究会1／森林経営管理制度と森林環境税 17
- 特別寄稿／点検・岸田首相の森林政策 25
- 定例研究会2／森林・林業白書レクチャー 28
- 友好団体プロムナード 30
- 林J会員活動アラカルト 35
- 執行3役のつぶやき 38
- 会務報告 39
- 編集後記 44



特別講演

2024年1月24日 日本記者クラブ(東京都千代田区内幸町)

森林医学の現状と展望 私が森林から学んだこと

講師 登山家・医師 今井 道子氏

略歴 東京女子医科大学医学部卒。1960年代に女性として初めてアルプス三大北壁(マッターホルン、アイガー、グランド・ジョラス)の登攀成功。79年、登山隊長としてヒマラヤ・ダウラギリの交差縦走を成功に導く。医師として病院勤務の傍ら「私の北壁」など著書多数。2011年 International Society of Nature and Forest Medicine (INFOM) を設立し、森林の持つ生理学的効果の検証を推進。2013年 文部科学省社会教育功労者、2020年 環境省「みどりの日」自然環境功労者大臣表彰、2023年名誉都民。

司会・滑志田隆(日本林政ジャーナリストの会会長) 2024年最初の研究会の講師として、伝説の登山家で医師の今井通子さんをお招きした。その輝かしいご経歴については改めて紹介するまでもない。昭和40年代初頭に谷川岳ノ倉沢の難コースを登攀されて以来、岩稜登攀のパイオニアとして活躍され、アルプス三大北壁登攀成功など山岳史に輝かしい名を刻む。今回は国際自然・森林医学会(International Society of Nature and Forest Medicine (INFOM)) 会長として講演していただく。世界的に通用する「森林浴(Shinrin-Yoku)」は人間と森林等の自然環境との間における「同調(シンクロ状態)による快適性の増進効果を目指す行為」であり、「森林セラピー」とも呼ばれる。今井さんは「科学的エビデンスに裏付けられた森林浴効果」の研究を牽引されてきた。その予防医学的な効用は日本林業のニュービジネスを開発し、山村・中山間地の振興に寄与すると期待される。研究成果と今後の課題についてお話を伺いたい。

今井通子氏 「森林医学」は森林の持つ生理学的効果を科学的根拠に基づいて解明する「学問体系」である。これまでの成果と今後の課題について話してほしいと、旧知の滑志田さん(日本山岳会の後輩)から依頼されたが、私の方で「森林医学の現状と展望」に変更させていただいた。「成果」という言葉を安易に使いたくない。副題は「私が森林から学んだこと」。医学研究者として取り組んできたことを客観的に述べてみたい。

80年代の大きな話題「森林浴」構想

植物由来の刺激がもたらす生理的・非特異的効果は古くから指摘されてきた。1930年代から研究を進めたレニングラード大学の生物化学のB.P.Tokin教授が、森林の有するリラックス効果がフィトンチッドによるものと提唱したのが嚆矢である。これを受けた概念として「森林浴」という言葉が、秋山智英林野庁長官(当時)によっ

て提起され、1982年7月に新聞紙上で「森林浴構想」として公表され、大きな話題になった。その後、「科学的エビデンスに裏付けられた森林浴の効果」が各方面で研究され、「森林散策による総合的な健康維持増進効果は間違いなくある」ことを、多くの科学者が実証する努力を積み重ねてきた。

科学的エビデンスの裏付け

(独) 森林総合研究所生理活性チーム長で、その後に千葉大学環境健康フィールド科学センターに転籍した宮崎良文教授(現名誉教授)は、この分野の代表的な研究者である。2006年5月に共著『森林医学』(朝倉書店刊)を発売し、「森林セラピー」Forest Therapyの命名・提唱者となった。2018年11月にはShinrin-Yoku(森林浴)「心と体を癒す自然セラピー」(創元社)を出版し、16か国語に訳されている。

もうおひと方、日本医科大学リハビリテーション科の李卿教授の功績が重要だ。一般社団法人日本森林医学会の会長でもある。2018年「SHINRIN-YOKU/Forest Bathing」(PENGUIN BOOKS)を英国と米国で同時刊行し、米国ではベストセラーになり、35カ国・地域で翻訳・刊行された。

その和訳書籍が『森林浴—近くの公園で家族と一緒にリラックス、ストレスを解消し自律神経を整え免疫力を高める新しい健康増進法』(まむかいブックスギャラリー刊)である。

「人間と森林等の自然環境との間における同調(シンクロ状態)による快適性増進効果を目指す行為」は新造語



初期値を用いた森林と都市歩行前後における測定血圧の変容比較

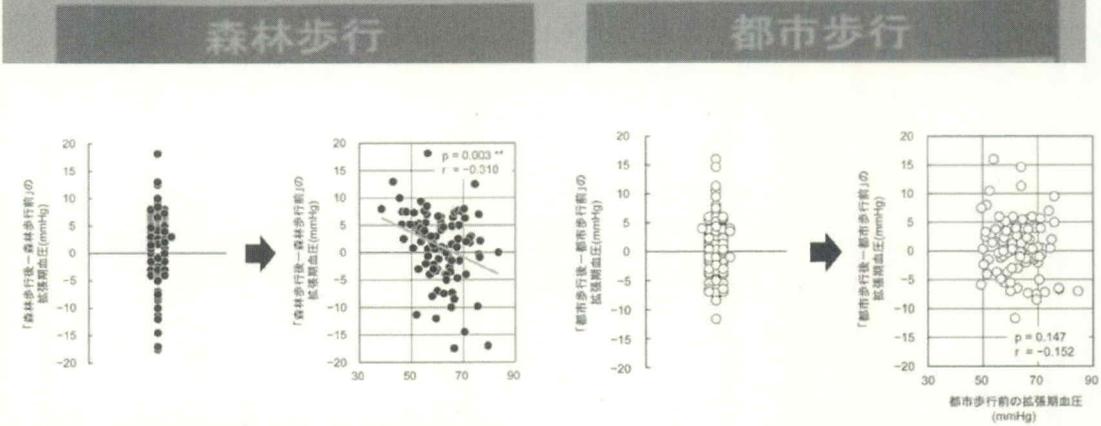


図 4.1 森林歩行による拡張期血圧の変化分(左)と初期値との関係(右) N = 92. **: p < 0.01. ピアソンの積率相関分析。

図 4.2 都市歩行による拡張期血圧の変化分(左)と初期値との関係(右) N = 92. ピアソンの積率相関分析。



Yoshifumi Miyazaki, PhD, MD Professor and Vice Director, Center for Environment, Health and Field Sciences, Chiba University. Vice President, INFOM Vice President, Japan Society of Physiological Anthropology Executive, International Association of Physiologic Anthropology Japanese Representative Member, Steering Committee of Task Force on Forests and Human Health, International Union of Forest Research Organizations (IUFRO)

「森林セラピー」と広く呼ばれるようになり、産官学連携の「森林セラピー研究会」が発足した。その後、「森林セラピスト」、「セラピーロード」という言葉も商標登録されている。また、日本衛生学会内に「森林医学研究会」、また私が代表を務める国際自然・森林医学会（INFOM: International Society of Nature and Forest Medicine）も設立され、森林医学は国際的に大きく展開中である。

きわめて大きい予防医学的効果

植物由来の刺激が生理的リラックス状態をもたらすことは、多くの研究者の努力によって確実視されている。その予防医学的効果の機序についてまとめれば、①ストレスホルモンを減少させる→特に人工的環境に対するストレス低減に有効、②副交感神経活動が有意に昂進し交感神経活動が有意に鎮静化する→リラックス効果、脳の鎮静化が高まる、③血圧の正常化と血糖値を低下させる→メタボリックシンドローム（生活習慣病）の予防、④抗癌免疫機能を高める→癌の予防効果、⑤活気を上昇させ、緊張・不安、抑うつ・落ち込み、敵意・怒り、混乱、疲労の症状を有意に低下させる→うつ状態の改善、⑥アディポネクチンの増加→エネルギーバランスの調整と老化防止因子による動脈硬化や心筋肥大の抑制と抗炎症作用の補助——などに分類されて理解されている。

重視したい血圧の正常化

研究史の経緯を簡単にまとめれば、「森の方が都会よりストレスが軽減する」ことを発見したが、科学的には「森

が何をしてくれているか」が分からなかった。人体が何を受け止めているのかを実験によって明らかにしてきた。

若齢の人々や中高齢の体に不調が出てくるような人たち、女性ではどうだろう、男性ではどうだろう。同じような実験を違う方法で何回も行い、宮崎先生や李先生が違う方法で実験を繰り返した。森林医学の場合、全く真っさらの状態から、何がどう人間の体に影響するかを問うのである。やっぱり森の方が健康維持増進もしくは病気の良好回復につながっていく。それが、今ようやく全体的に分かった。非常に地道でつまらなそうな素朴な実験だが、お金も労力もかかっている。それを皆さんに認めていただきたい。

特に注目したのは血圧の値だ。みなさんは「血圧なんて簡単なものだろう」と思うかもしれないが、高血圧気味の中高齢の人たちが森の中で血圧が正常値に近づく、または成るといふのは、医学的には大発見だった。宮崎先生に「初期値の法則」を使ってデータを明らかににしていた。森の中では高い人ほど正常値に近づき、大幅に下がる。逆に低い人ほど大幅に正常値に上がる。それが収縮期血圧でも拡張期血圧でも分かった。両者を一発で森がやってくれる。世界で初めて発見されて国際的にも大きな話題になった。

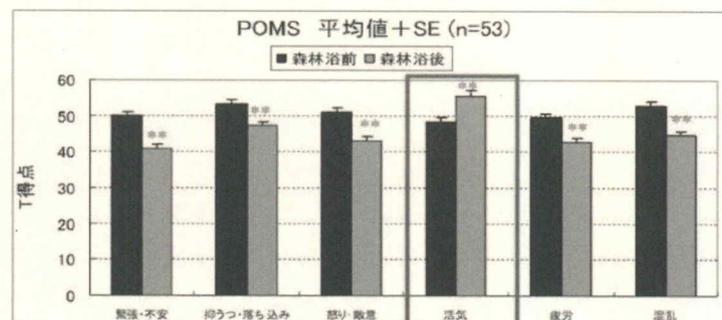
五感にリラックス効果を加算

森林セラピー基地での生理学的な実験の中で、人間のどの部位が森の刺激を受け止めているのかを知ろうとした。

2016年から2017年に人工気候室を使って、宮崎先生が

森林セラピー基地における生理実験結果（自覚症状）

4. 森林浴は、精神、神経系に作用し、活気を上昇させ、緊張・不安、抑うつ・落ち込み、敵意・怒り、混乱、疲労の症状を有意に低下させ、「うつ状態」の改善に有効性が期待される。



**: $p < 0.01$ 、森林浴前との比較

「TRT」と言う大脳前頭葉のヘモグロビン濃度を測定し、脳のどこが森林環境に反応しているかを調べた。

そうすると、視覚でストレス度が下がる。嗅覚の方が視覚よりすぐ強く下がる。聴覚の実験も行っているのだから、結論的にはこれも世界初の“複合刺激実験”の結果になった。森では少なくとも五感のうちの視覚と嗅覚、聴覚については複合的に効率の良い結果が出たのだ。要するにリラックス効果が加算されるということが結論として示された。

韓国、フィンランド、米国の状況

次に森林医学に関する海外の状況について説明する。韓国は2012、3年の頃から森林セラピー基地ロードを作っている。どうしてそうなったかという点、約7年間、宮崎先生が千葉大の教授をされていた頃に師事した韓国人の研究者たちが次々に研究成果を持ち帰り、母国で話し合った結果、山林文化と休養に関する法律によって「山林治癒」を定義し、森林療法を推進した。日本で言う森林セラピー、森林セラピスト、森林セラピーガイドに法的な裏付けを与えるなど国家資格制度を確立し、本格的に「山林治癒指導者」を育成している。

フィンランドは日本と共同で都市近郊におけるストレス緩和プロジェクト実験を行った。市内の大公園や近郊林で測定し、ストレス緩和効果を認めた。3年間一緒にやった成果を引き継ぎ、2015年からは2025年まで「健康のための自然に関する研究機構」で研究継続中。

次に米国。かなり早い時期に大規模な研究がハーバード大学を中心に行われた。特異な研究成果であるが、「社会経済的地位が低く、森林が乏しい地域に住んでいる人ほど脳卒中後の生存率が低い」という推論を導き出した。アメリカの研究者らしいのは、ここから「緑地への平等なアクセスの必要性」を示唆したことだ。その一方で、学校近くの「緩衝緑地」が多いほど、学力標準テストの結果、数学や英語の成績が良いという結果も出ている。2013年にはハーバード公衆衛生大学院健康・地球環境センターで李先生が日本の実験結果「森林の持つ環境特性その他に関する考察」を発表し、反響を得た。

森林セラピー基地とロード

スイスのグリンデルヴァルトを中心にしたところには、宮崎先生が監修に関わった33か所の森林セラピーロードがある。ロードの地図と美しい写真を多数入れた重いハードカバーの本が出ている。あと5冊ぐらい出るらしい。

日本では森林セラピー研究会が2004年から一生懸命やっ

て、「セラピー基地・ロード」まで認定したが、突然として研究会が廃止になってしまった。その後、私が「森林セラピーソサエティ」として引き継いだ。森林セラピー基地ロードについてJTBの『大人の遠足BOOK』にお願いしてシリーズの中に入れていただき、ガイドブックを作った。こっちは持ち歩き簡単である。

12月末に台湾に行ったが、台北市で開かれた森林療法、園芸療育、園芸福祉などの国際検討会に参加した。ホールに360人ぐらい入って大盛況。今、台湾はかなり森林浴に関して一生懸命やっている。次の日、台中市に行ったが、大きな森があった。台湾全土の10%がこの森。台湾大学の教授が管理者になっていて、森林浴推進のために数台の木製ハンモックみたいな物を設置し、ベンチもあちこちにいっぱいあった。ハンディキャッパーで車椅子の人も来て、樹冠回廊も立派なのがあるので車椅子で全部進める。

森林医学普及への今後の課題

森林医学およびその実践はどんどん世界に広がっている。しかし、日本では私たち以外の方々の森林医学研究が低迷状態だ。それにはいろいろ訳もあるが、説明してる暇がない。せつかく日本から始まったことだから、私たちは最先端を走り続けたい。新規性のある研究をどんどん続けていくために「一般社団法人日本森林医学会」を立ち上げた。INFOM日本支部のホームページで最新情報を出しているのだから、ご覧いただけたらと思う。

質疑・懇談

司会 森林が空気中に送り出す化学物質や森林歩行の効用についていねいに説明していただいた。山村の活性化や林業振興を補完する新しいビジネスの可能性としての「森林医学」の波及効果について、今井先生のご見解をいただきたい。健康な社会を作っていくために、行政と森林医学の連動はどうあるべきか。ジャーナリズムの役割にも提言をいただければありがたい。

今井氏 そこが日本では難しいところ。当初、林野庁が非常に頑張って「森林セラピー研究会」を2004年に作った。さあ一般に広げましょう、ということで各基地を作った。しかし、そのほとんどが国有林だったので「林野庁は金儲けしようとしてる」と批判された経緯がある。「官から民へ」という時だから、誤解が広がった側面がある。そ

の後、民間人の私を理事長にして「森林セラピーソサエティ」ができ、セラピー基地ロードは今、65 か所になった。行政は森林浴も含めて「森の中で遊ぶことを奨励する」仕事をいろいろとやっていくべきだと思う。

武内賢二・㈱ソーラーワールド代表(会員) 山形から来ました。地域の財産区で森林を管理していますが、市民本位の利活用が現実的には見えてこない。お荷物状態になっていることが正直な悩みです。森林の価値を取り戻すという観点から、森林医学というのはどういう可能性を持つてるのでしょうか？

今井氏 都会の人たちが森へ行って医学的に健康を取り戻す。また都会に戻って仕事も一生懸命できるし、地元の方々も活気づく。私は「森林セラピー弁当」を作ってほしいと言って回っている。地元の食材を使って、道の駅なんかでも売る。要は地元の人たちの経済活動につながるように。そうすれば森林をお荷物だと思わないで、「森林がなきゃこういう仕事はできないね」という方向に行ってもらえるようになる。アイデアを都会の方から聞いた方がいい。そうやって森へ都会人を寄せる。それが森林のサービス産業の原点だと思う。

司会 地域の自発的なアイデアと挑戦の中で森林セラピーが活用され、新しいビジネスにつながるというお話ですが、具体的にビジネスチャンスを作っていく道筋は？

今井 それは地元でやってほしいですね。森があること自体を誇りにすることが何よりも大切だと私は思っている。

本郷浩二・全木連副会長(会員) 労働安全衛生の観点から、メンタルヘルスの問題が生産性を下げ一因になっていると言われている。そこで、企業にストレスチェックを義務付ける話があった。森林に行ってもらうことを企業

活動として行い、それを受け入れることによって企業と地域がつながるだろう。お金も地域に対して企業から下ろしてもらおう。社員も健康になる。そんな仕組みができないものか、と森林サービス産業について考えていた。

今井氏 労働安全衛生法の一部改正により、2015年12月から従業員50人以上の事業所に対し、年に1回以上のストレスチェック実施が義務付けられた。労働者自身のストレスへの気づきを促し、メンタルヘルス不調を未然に防ぐことを主な目的としている。それじゃあって、森林セラピー、森林浴に行かせる企業もある。私はアドバイスとして、地元側が「何月何日に何をやります」と、いろんな企業に広く知らせることが大切と思う。そこから一企業から5人、3人、1人みたいに来られる形がいいと思う。10社なら10社、20社なら20社の人たちが一堂に会して、お互いに森とお話ししながらストレス解消して帰っていく。そういった方向が望ましい。幾つかの地方自治体が組むのもいい。都道府県もストレスチェック対応のマニュアルでも作るというのではないかな。

中山聡・全国林業普及協会専務理事(団体会員) 私どもの協会は森林セラピーの有効性についても本にして出版しております。これを進展するには、セラピー基地のある地域から良いイメージを発信していただくことが大切です。こういうふうにやった方がいいよというお話がございましたら伺いたく思う。

今井氏 皆さんがどう捉えて、何をおっしゃるかはその責任ではないが、確かにイメージが大切だ。サービス産業はあんまり突っ込むと、金儲け的な負のイメージで捉えられる心配もある。関係省庁が結束し、韓国のように具体的な法律を制定して効率的に動きやすい方向に持っていただけるといい。国民の健康と森林環境の保全という両方向で、みんなで協力しようよという形になれば良いと思う。

司会 ここで実際に、森林セラピーの催しを主催されている方から、市民の反応など聞いてみたい。地方行政との連動の方向性に何か意見がありますか？

戸川覚・森羅万象の会代表(会員) 医学には全く素人で、仕事も写真を撮っている者です。自然が好き仲間を募ってツアーを組み、今井先生と一緒に森の中を歩いています。地方自治体とも良好なコミュニケーションが取れていると思います。森に行くと匂いを嗅いで、寝転んで大きな空を見上げるとか。血圧やストレス度の健康チェックとかは分かりやすく好評です。意見交換会では自治体の方から質問が相継ぎますね。今後は年少者向けに、いろいろ



森林の効果をPRしていく必要があるかと思っています。

今井氏 これは余談だが、ちょっと困ったことも出てくるとい話です。アメリカで、森の近くで過ごす成績が良くなるとか、脳卒中の死亡率が下がるとかの研究成果が次々に紹介されます。すると、ある国では森に通うんじゃなくて森の近くでマンションが建ち始めた。周辺の土地の値段がぐんぐん上がる。そうすると森が減っちゃう。人の考えることは千差万別ね（笑）。

//////

森林医学の特別講演を聴いて

毎日新聞終身名誉職員・滑志田隆

今井通子さんの特別講演は、科学的に実証された「森林浴」「森林セラピー」の事実（研究成果）を分かりやすく解説する主旨に貫かれた。「どれだけ多くの時間と労力をかけて科学的なエビデンスを積み上げる努力がなされているかを、皆さんにまず知ってもらいたい」。医学者としての言葉と、その不動の姿勢が印象的だった。

森林医学に対する世間の注目ナンバー・ワンは「森の癒し効果」だろう。長寿社会を生きる国民の健康管理をレベルアップするため、「くつろげる森」を社会に普及させることに、官民あげて取り組むべき時である。縦割り行政の各部門を横断する仕組み作りが重要だ。今井さんは「日本各地の現場で堅実に実証していく」意義を強調する。一般

社団法人森林浴ツーリズム協会の代表理事も務めており、「森の癒し効果」のビジネス化をも視野に入れた提案と実践、社会的な参加支援の拡大を期待したい。

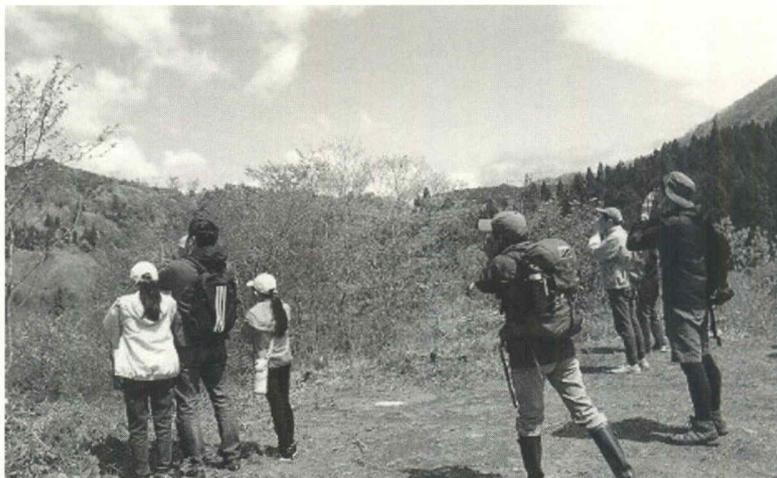
傾聴しながら、今井さんが今回講演の副題として「私が森林から学んだこと」のフレーズを添付したことの意味を考え続けた。山岳スポーツ、医師としての半生の足跡が刻んだ勇敢な記録と、世界の山・森林に関する知識は比肩する者がいないほどである。しかし、謙虚に「森林から学んだこと」とあえて言われる。いま、今井さんは膨大な知的堆積の整頓と伝達に本格的に取り掛かろうとしているように見えた。

日本経済新聞「私の履歴書」（2024年2月連載）の冒頭で今井さんは次のように書く。

——「いつから山に」と聞かれると、分からない。物心ついたころには、両親に連れていかれていた。「なぜ山に」。これなら答えられる。山は私の故郷であり、学びや、運動場、家や庭でもある。

この箴言の如き名文は後世に語り伝えられることだろう。読んだ私はニーチェ「ツァラトゥストゥラ」の一節を想起した。山の洞窟を出た孤高の哲人は“ミツバチが抱え過ぎた花蜜”を持って余すように「あふれる哲理」を世に伝えるべく、“踊るが如き”足取りで下界へと歩いて行く。待ち受ける問答の数々が、新しい価値の提示への挑戦の日々となる。そこに今井さんの山と森林医学への歩みの姿を重ねる思いだ。その「智」の伝達を受け止める一人でありたく思う。

//////



2023年度
定例研究会⑥2024年3月12日
林友ビル6F 中会議室

直近の 鳥獣保護管理行政の動向と 今後の展開

激甚化する野生鳥獣被害に対応する Wildlife Management の未来

〈担当幹事・上河潔事務局長〉「新しい林業と新技術の開発」の年間テーマに従って研究会を続けている。本日は最近の鳥獣保護管理行政の動向と今後の展開に焦点を当てる。環境省の宇賀神知則鳥獣保護管理室長を講師にお招きした。私自身も昔、環境省鳥獣保護業務室長を経験した。その当時と比べると鳥獣保護管理行政も変わっている。特に最近のクマの被害や、林業関係ではシカ被害は非常に深刻。宇賀神室長には国会開会中の非常にお忙しい中、わざわざ時間を割いていただき感謝。有意義な話をお聞きすることができるかと思う。

〈宇賀神氏講演〉

本日のテーマは、鳥獣保護管理ということであるが、鳥獣というのは、野生動物のうちの鳥と獣のことである。鳥獣保護管理法を改正して、保護と管理という二つの方法によってコントロールしていくこととしている。環境省は2014年に鳥獣保護法を改正して、指定管理鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕獲等事業者に関する制度など、新たな仕組みを導入した。しかし、捕獲を担うハンターの減少・高齢化など課題が山積している。環境省と農林水産省は2023年度までに11年度比でシカの個体数を半減する目標を設定して捕獲に努めてきた。今後、どのような施策を展開するのかについてお話してみたい、

1. クマの被害とその対策

市街地、人が住んでいるエリアにクマが侵入すると、その対応が難しい。昨年来、今まで予想してなかったほど大変な事態になっている。特に秋田県、青森県、岩手

■講師
環境省自然環境局
鳥獣保護管理室長

宇賀神 知則 氏



講師経歴 1995年筑波大学大学院修了後に環境庁入庁、2011年日光自然環境事務所長、15年東北地方環境事務所中間貯蔵施設浜通り事務所長、16年中国四国地方環境事務所高松事務所長、19年新宿御苑管理事務所長、21年沖縄奄美自然環境事務所長、23年から現職。

県で非常に深刻で特に人身被害がクローズアップされている。伊藤環境大臣の指示を受けて、令和5年度クマ類の保護管理に関する検討会を行っており、クマの被害防止に向けた対策方針を、専門家の科学的知見に基づいて取りまとめる。その最終回は2月28日に開催された。この検討会の目的は、クマの被害防止対策であるが、ニホンジカやイノシシとは異なり情報が少ないため、科学的知見に基づいた情報を固めた上で、その方法や方策を取りまとめる。現地で対応している方々も含めて、クマの被害防止対策を検討していただいた。

・令和5年度の出没は過去最高

ツキノワグマの出没状況について、出没件数に関しては令和5年度が過去最高ということである。令和元年度から月別出没件数を全国ベースで見ると、4月の冬眠明けの時期以降、クマの活動が活発になり上昇する傾向にな

っている。夏になると、おおよそ横ばいか減少傾向となるが、特に令和5年度は、10月、11月が飛び抜けて増えている。

令和5年度については、秋田県と岩手県において、秋口から急激に増えた。クマの秋の主要な食料であるブナの開花、結実の状況は、各県ともほぼ同じ状況であるが、昨年の秋は山の中のブナの結実がほとんどなかったという状況である。出没の要因分析で、秋における食料不足ということは従来から指摘されてきた。

一方、青森県、宮城県、山形県、福島県については、宮城県は若干上がり気味ではあるものの、それ以外は例年の傾向の中に入る。東北の中でも一様ではない。それぞれの環境にもよるので予想が難しい。ブナの結実状況も一つの指標にはなると考えている。

クマの人身被害の発生状況については、令和5年度は既に200件近くということで、過去最多となっている。残念ながらこの中には、死亡者数6名が含まれている。10月が過去最多の出没数で、人との接点が発生するので被害件数も上がると考えている。またブロック別に見ると、令和5年度の東北の人身被害の件数が140件ということで、平成20年度からの統計において飛び抜けている。北海道では朱鞠内などで人身事故はあったものの、

件数としてはそれほど多くない。しかし、北海道はヒグマ、本州以南がツキノワグマなので、重篤な被害を受ける比率は、北海道の方が深刻。

関東、近畿、特に近畿以西については、紀伊半島も含めて、人身事故の数が少ないエリアである。四国では人身被害件数はなく、クマは剣山の山系にしか残っていない。直近の生息数のデータでは、大体20頭前後いうところで、剣山中腹に生息している。以前は石鎚山系にもいたが、現在の生息状況は剣山の東の方の1か所という状況である。一応、繁殖しているようであるが、なかなか生息数の回復というところまでは至っていない。近畿もかなり数が少ないが、繁殖状況を見ると少し増えつつある。他の地域、特に西日本については増えている状況である。

・人身被害の半分は岩手、秋田

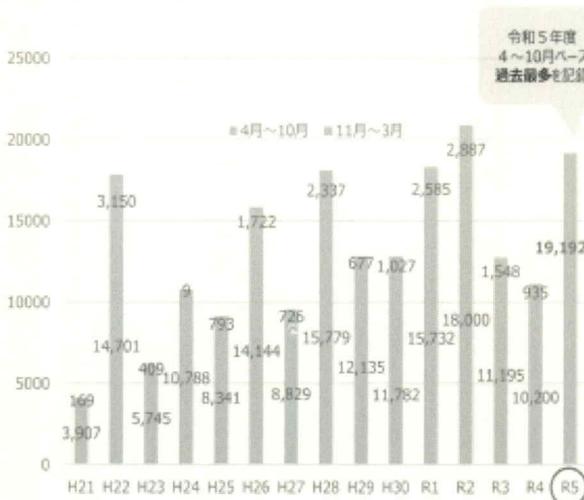
人身被害発生件数の県別内訳については、岩手県と秋田県で半分を占めている。両県以外の東北を含めると、おおよそ4分の3が東北での被害の発生ということ。内訳を見てみると、市街地、人家周辺の森林、河川敷、道路の発生が多くなっている。4月は森林が多くなっている、春期末の5月、6月については、おそらく山菜採りで

ツキノワグマの出没状況（全国）

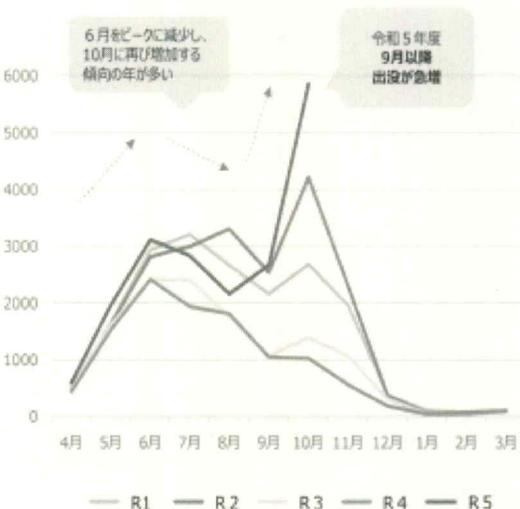


- 令和5年4月～10月までのツキノワグマの出没件数は、平成21年度以降の同時期で過去最多を記録。
- 令和5年度は9月以降にツキノワグマの出没件数が増加し、10月の出没件数は過去最多を記録。

クマの出没件数（年度別）



直近5年のクマの出没件数（月別）



突然クマに出くわしての被害と思われる。一方、9月以降は人家周辺で、12月は市街地で発生するというように、少しずつバランスが変わる。クマの出没と人の生活圏が重なってしまっただけで被害に遭う。

人里近くに危険なクマが出没すると、発見者が役所や警察に通報し現地の自治体、猟友会の方々に対応する。ブロック別のクマの許可捕獲、いわゆる有害鳥獣駆除で捕獲された数は、全国で8000頭であり、過去の統計と比較するとかなり多い。秋田県では2000頭ほど捕獲されている。月別の捕獲数については、出没とリンクする形で、秋の10月、11月に多い。

・集中的に管理する制度の活用へ

令和5年度の「クマ類の保護管理に関する検討会」において指摘されたことであるが、鳥獣保護管理法の中に、指定管理鳥獣制度という制度があって、広域で生息数が増えている野生鳥獣を集中的に管理するという制度があり、現在ニホンジカとイノシシが指定されているが、クマもその指定管理鳥獣に指定する必要があるとされている。四国を除いたツキノワグマとヒグマについて、現在、指定管理鳥獣の指定に向けた手続きのパブリックコメントを行っている。このパブリックコメントの手続きが終わると、省令の改正という手続きになる。4月中旬を目指して改正することになっている。

2. ニホンジカとイノシシの被害とその対策

ニホンジカとイノシシは指定管理鳥獣に指定し、集中的に管理するという事になっている。農林水産省と一緒に半減目標を設定しており、平成23年度の生息数を令和10年度に半減する目標を立てた。北海道のエゾシカは含んでいない。イノシシも各都道府県のデータを集計し、それを統計的なモデルに入れて推定生息個体数を導き出し、かつ、将来的な予測もしている。令和3年度が直近の数値であるが、ニホンジカの中央値は222万頭であった。基準となっている平成23年度の頭数の半減目標は約116万頭であるので、ほとんど減っていない。国会の議員連盟にも報告しながら、目標年度を令和10年度にするということで進めている。現在、目標に向かって各都道府県と連携しながら、捕獲圧をかけている。エゾシカについては、一時的に減ったが、最近では逆に増えている。

イノシシについては、ニホンジカに比べてデータが取りにくい、基準値が121万頭、半減目標が令和5年度に

60万頭だが、令和3年度の直近値が72万頭なのでニホンジカと比べるとかなり目標値に近いという状況になっている。農林水産省の施策である、農地周辺でのネット防除、捕獲による対策が進んできた結果だと理解している。

一方、豚熱が全国的に広がって、その影響もある。イノシシは、たくさんの子供を産む性質があるので、しっかりと捕獲圧をかけながら、目標に向かって進めていく。

・交付金やドローンを利用した捕獲

従来から、農林水産省と連携しながら、都道府県等によって捕獲圧をかけてきたが、県境をまたぐ辺境の山の方に、捕獲圧を免れたシカが集中的に分布する。そのようなところは、猟友会のハンターもなかなか入りにくいということから、環境省が確保している交付金を都道府県に使ってもらって、生息数を減らすという事を考えている。その中でも、特にメスジカの捕獲というのが、個体数をコントロールするために有効である。1歳以上のメスジカは、ほぼ妊娠しているので、オスジカよりもメスジカを捕獲する場合は、単価をかき上げするというインセンティブを付けている。

また、ドローンなどのICT技術の活用も行っており、このような施策を繋げながら進めていく考えである。また、環境省の方でも、鳥獣保護管理法で規定された認定鳥獣捕獲等事業者という制度があり、猟友会とは別のプロフェッショナルな鳥獣捕獲事業者の育成を推進している。これにより、今までハンターが入らなかった地域においても捕獲を行っている。

このように、環境省は、令和10年度に個体数を半減するべく、関連の政策を行っている。指定管理鳥獣制度による交付金を使っていた際、指定管理鳥獣にクマを加えるということになると、新たな枠組みとしての予算確保ということが必要になるだろう。

3. 鳥獣保護管理を担う専門家の養成

鳥獣保護管理を行うには、専門家がいなくなるとなると効率的に事業が進められない。環境省は都道府県において専門的知見を有する職員が、どのように配置されているかを毎年報告してもらっている。大勢いるところもあり、ゼロというところもある。専門的に知見を有している職員が多くいるところは、いろいろな政策がうまく実行されている。北海道、兵庫県、島根県などは、鳥獣の研究機関があり、そこに専門的な人材がいて、行政と連

携しながらやっており、今後の政策展開に非常に有効である。

環境省には、鳥獣プロデータバンクということで、プランナーとか、コーディネーターとか、計画策定、現場管理やモニタリングなどを行う専門家を登録する仕組みがある。これには、大学の研究者、民間のコンサルタント、行政の職員も登録されている。昨年秋にクマが大量に出没したときに、この鳥獣プロデータバンクの中のクマの専門家をお願いをして、各都道府県、各市町村からの要望を踏まえて、専門家派遣という業務を行った。東北を中心に、こういった専門家を派遣して、モニタリングの手法とか、実際に被害がある地域における出没状況の環境調査、警察官によるクマからの身の守り方など、リクエストに応じて対応した。

・認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

ハンターはこの 50 年間近くの狩猟免許所持者の年齢構成別の数を見ると、53 万人と多かった時期には若手のハンターが多かったが、その後大きく減少し、最近は少し増えつつある。しかし、60 歳以上の割合が多くなっている。最近の若干の増加傾向は、被害防止対策のためにわなを含めて狩猟免許を取得する人が増えているからである。ハンターの裾野を広げる取組を大日本猟友会と連携して行っている。

環境省は、毎年 1 回、都道府県を回って、狩猟に興味のある人を対象にしたイベント・狩猟フォーラムを行っ

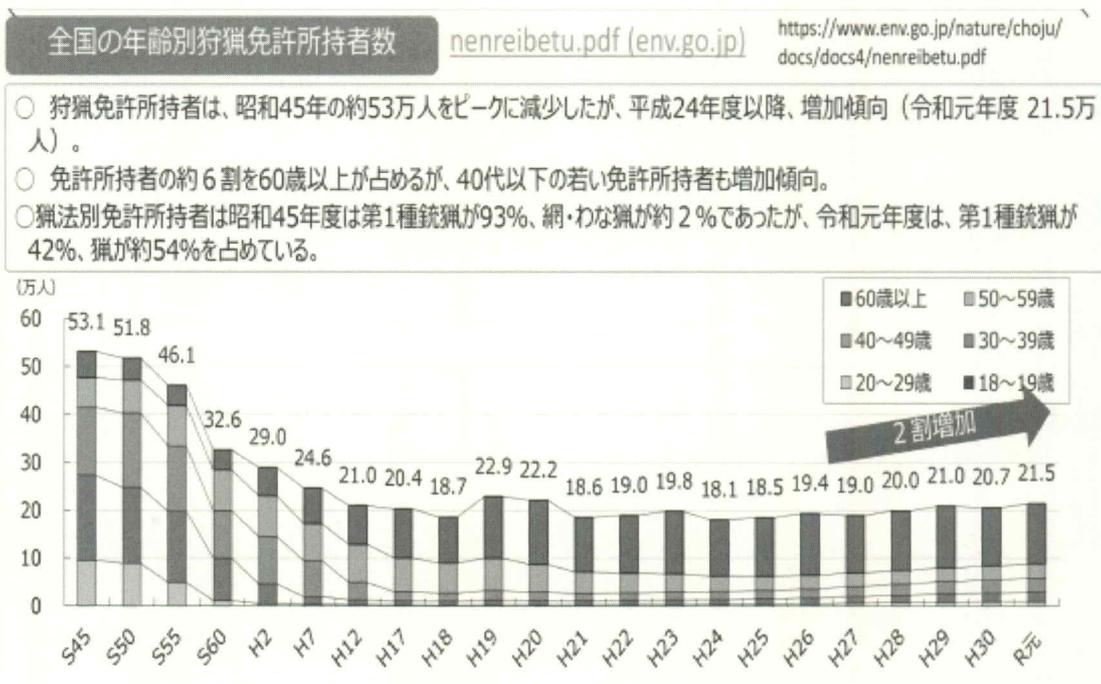
ている。狩猟の面白さとかジビエの美味しさの情報などを提供することになっている。また、認定鳥獣捕獲等事業者制度というものがあり、環境省の交付金を使ったニホンジカ、イノシシの捕獲事業の担い手となっているが、全国で 161 事業者となっている。猟友会のハンターだけでなく、この新しい制度によって新たに鳥獣捕獲者となった人も増えてきている。

・銃器の利用制限

クマの市街地出没については、テレビでも建物に立て込もったクマや、人を襲ったクマが放映されている。そういった場合は、対応になかなか難しいものがある。鳥獣保護管理法の中では、第 38 条で多くの場合に銃器を使用した鳥獣の捕獲が禁止されている。一つは、日没後から日の出前の夜間で、矢先が確認できない時間帯は禁止されている。一つは、住居集合地域等、すなわち、住宅が集合している地域、または、広場、駅、その他多くの人が集合する場所で禁止されている。

もう一つは、人や建物などに向かって撃つことが禁止されている。これは、銃器を使うということで、人命あるいは財産を危険にさらすことを防止するためである。仮にこういう場所にツキノワグマを始めとする大型獣が入ってきたときに、銃器が使えないことがこの条文で規定されている。

この場合にどうするか。銃器で撃たなくてもいい状況であれば、追い払いとか、罠で捕獲するという方法があ



るが、人命が危機にさらされている場合については、次のような二つの方法がある。一つは、警察官職務執行法によって、警察官が、緊急事態において、ハンターに指示をして、銃を発砲して捕獲する。もう一つは、鳥獣保護管理法の中の 38 条の 2 の規定で、麻醉銃を使う方法である。麻醉銃については、普通の銃に比べて、至近距離でしか撃てないし、麻醉液という薬剤を投入しなくてはならない。実際には、麻醉銃の対象は、原則ニホンザルとなっている。クマのような大型獣の場合は、麻醉銃に撃たれたことによって興奮して、撃った人、あるいはその周辺にいる人たちに反撃があり、財産や人命に害が発生する危険性がある。

実際には、人が危険にさらされている中で指示を出す警察官がそもそもいない場合とか、警察官が指示をしてくれない場合が発生する。令和 5 年度クマ類の保護管理に関する検討会の中でも、鳥獣保護管理法の 38 条の取り扱いについて、法律の改正も含めて検討を要するというご指摘があった。

4. カワウの被害と対策

琵琶湖周辺のカワウの生息数は、平成 16 年度の 4 万羽から平成 23 年度には 1 万 7 千羽と大きく減っている。これは竹生島周辺で、シャープシューティングという方法で、カワウのコロニーに対して高性能な空気銃を使って、要は散らさないような形で一斉捕獲するという先進的な取り組みを行って、大量に個体数をコントロールできた成果である。

令和になってから、琵琶湖周辺でカワウが増えている地区がある。安曇川は、琵琶湖の西岸であるが、工場や住宅地がある河川敷である。こういったところに巣を作られると、通常であれば、これに対して、空気銃を使ってコントロールするが、人家に近いところで大きなコロニーができてしまうと、なかなか手が出せない。これは法律上の問題点である。これについては、地元の滋賀県が中心となって、地元の市や警察と連携しながら、技術的に安全確保しながら、カワウのコントロールをするという先進的な取組を行っている。

環境省としてはこれまでに集めたデータを基に、ガイドラインという形で都道府県に通知して、対応できるカワウ対策の幅を広げるということをやっている。



<質疑>

問 野生鳥獣の個体数が増えて大変な問題であるということだが、個体数が異常に増えているのか、それとも人と野生鳥獣の距離が近くなっているのか、異常気象のせいなのか。

宇賀神室長 人間の生息地と野生鳥獣の生息地は、昔はかなり明確になっていたが、それが近くなってしまった。大きな原因は、過疎化により人の山に対する圧力がだんだん減ってしまったということである。林業も農業もどんどん撤退して行って、国土計画的な中山間地域の人口の減少ということが大きいと思う。クマが人によって痛い目に合った経験がない場合は、クマは人を恐れなくなり、アーバンベアという言葉もある。また、中山間地域で過疎化により人が撤退すると、今まで農地だったところ、あるいは果樹園だったところがそのまま放置されて、そこが野生鳥獣の餌の供給源になって、誘導する形になるということがある。さらに、大きな河川沿いの緑地帯を通じてクマが市街地に降りてくるということがある。市街地でも河川敷から外に出ると人がいて、そこで人とクマが接触して事故となることがある。

問 ニホンジカ、イノシシ、クマの個体数をどのような方法で把握しているのか。

宇賀神室長 限られたデータの中で全国の生息数を調べるということで、都道府県に環境省が推奨しているデータの取り方をさせていただいて、それを集計し、いろいろな推定の仕方をしながらやっている。狩猟者登録数当たりの捕獲数、糞塊密度のような係数と、自然増加率等の生態情報を活用しながら生息数を推定している。

問 クマの出没する原因として、ブナの豊凶があり、特に昨年は大凶作だというお話があったが、東北森林管理局が行っている調査では、半分以上の年が凶作で、豊作はほとんどない。3分の2くらいの年はブナの凶作なので、そこは注意する必要がある。

宇賀神室長 ブナの凶作だけではなく、複合的要因もあるので注意したい。

問 鳥獣駆除のプロとしての法人である認定鳥獣捕獲等事業者は、現在 161 事業者あるということであるが、増えてきているのか。

宇賀神室長 認定鳥獣捕獲等事業者の数は、若干ではあるが増えつつあるという状況である。事業として成立し難い部分もあるので、それをどうするかが、今後の課

題である。

問 罾設置の見廻りについて、市町村役場から、必ず毎日見回るようにと強く言われるが、これは大変な負担である。現在は ICT 技術も発達し、監視カメラも付けられるので、もっと緩和してほしい。

宇賀神室長 罾の見廻りについて、ICT 技術とか AI 技術の発達により、いろいろなセンサーで実際に人が見廻らなくてもいい機能を持つモデルも開発されているが、基本的には確認が必要である。捕獲圧をかけていかななくてはならないことと、捕獲作業をされる人の数が減少していくことの兼ね合いではないかと考えている。

問 林野庁の職員が、くくり罾とエサによる誘引を組み合わせた小林式くくり罾を開発して、人事院総裁賞が与えられたが、それが効率的にニホンジカを捕獲することができるので、環境省も、都道府県担当者の研修の中で、是非、小林式くくり罾を紹介していただきたい。

宇賀神室長 人材育成として、都道府県の担当者の研修もやっている中で、そういった中で、パッケージとして、全体としての底上げをしたい。

問 最近、外国人でハンティング好きの人は日本の森林でシカやクマが撃てるとなったら、喜んで来日すると思う。外人専用の猟区を設定すれば、山村の振興にもなるし、野生鳥獣の個体数管理にも寄与するのではないか。

宇賀神室長 日本の制度の中では限界があると思う。特に銃に関しては、環境省というよりは警察庁の方の対応になる。

問 農作物に被害が認められた場合に、威嚇発砲してそれを防ぐことは警察の仕事になっているのか。

宇賀神室長 大型獣が市街地で人に被害を与える恐れがあるというような特別な事態の中で、警察官がハンターに発砲を指示するという一方で、あくまでも人命に対する対応である。一般的に発砲できる農地のような場所では、鳥獣保護管理法の被害防止の観点で、有害鳥獣駆除の許可で対応するのが通常である。

問 竹生島のカワウは一網打尽に駆除できたのだが、糞をして木を枯らしてしまうなど、非常に困っていて、駆除することに心理的抵抗感がなく、関係者の協力も得られたのか。

宇賀神室長 カワウの駆除に関しては、苦情があったということは承知していない。クマの駆除に関しては、捕獲するたびに、自治体に対して苦情の電話が大量にかかってくるということがあり、そういうところに要因の一つがあるのかもしれない。今回の事例については、住

宅地周辺だったので、関係者の理解が得られやすいというところはあったと思う。

(司会・まとめ/ 林業経済研究所・上河潔)



<解説>



ワイルドライフ・マネージメントとしての 野生鳥獣保護管理行政の確立

林業経済研究所フェロー 上河潔

1. 野生鳥獣被害の現状

近年、野生鳥獣による森林被害面積は減少傾向にはあるものの、森林被害は依然として深刻な状況にある。2021年度の野生鳥獣による森林被害面積は、全国で約4900haとなっており、このうち、ニホンジカによる被害が約7割を占めている。シカによる被害の内訳としては、食害による造林木の成長阻害や枯死、木材価値の低下のほか、下層植生の消失等による土壌流出などがある。ニホンジカの分布域は、1978～2018年度の間に約2.7倍に拡大し、最近では東北地方や北陸地方、中国地方において分布域が拡大している。また、クマは、立木の樹皮を剥ぐことによる枯損や木材価値の低下を引き起こしている。

2. 鳥獣保護管理法による個体数調整

鳥獣保護管理法（鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律）のもと、1895年に制定された狩猟法に由来する古い法律（カタカナ法）であり、1963年に「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改称されたところである。従来は林野庁の所管であったが、1971年の環境庁発足により、環境庁に移管された。野生鳥獣を無主物と規定し、狩猟鳥獣以外は基本的に捕獲を禁止し、個体数調整は狩猟圧によるものとし、それでも被害を防止できない場合は有害鳥獣駆除で対応することとなっていた。1999年の改正にあたって、ワイルドライフ・マネージメントの考え方

が導入され、都道府県が主体的に個体数調整を行う「特定鳥獣保護管理計画制度」が導入された。それでも野生鳥獣被害が減少しないことから、2002年にひらがな化されて「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改正され、都道府県をまたぐ広域の野生鳥獣被害に対応するため、指定管理鳥獣捕獲等事業が創設されるとともに、捕獲従事者として、従来のハンターに加えて、必要な技能及び知識を有する認定鳥獣捕獲等事業者制度（都道府県知事認定）が創設された。加えて2007年には、鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）が制定され、鳥獣の捕獲許可権限が市町村に移譲された。

3. ワイルドライフ・マネージメントとしての野生鳥獣保護管理

現在の野生鳥獣保護管理は、ワイルドライフ・マネージメントの考え方を基本に実施されている。ワイルドライフ・マネージメントとは、エコシステム・マネージメントの一分野であり、野生鳥獣を、生態系を構成する重要な要素として捉え、その健全性を確保するために、利害関係者が協働して、アダプティブ・アプローチによる個体数管理を行うものである。それには、以下の3つの対策が重要である。

1) 科学的な野生鳥獣の個体数把握＝ワイルドライフ・マネージメントにおいて、アダプティブ・アプローチによって個体数調整を行うためには、科学的な野生鳥獣の個体数把握が不可欠である。環境省は、指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシの個体数を推定するにあたって、ハーベストベースモデルを基本とした階層ベイズモデル（以下「階層ベイズ法」）を用いている。階層ベイズ法では、個体数と相関がある捕獲数や狩猟者登録数当たりの捕獲数、糞塊密度等の指標と、これまでの研究で推定されている自然増加率等の生態情報を活用している。統計的な基準を満たした1万通りの計算結果をもとに、確率の高い値やその範囲を示している。ニホンジカについては、23府県から直近3か年の階層ベイズ法による個体数推定データの提供を受けたので、環境省で残りの府県を一括で推定し、それを合算して本州以南の個体数を推定した。北海道のニホンジカについては、北海道が独自に推定を行っている。イノシシについては、10県から階層ベイズ法による個体数推定のデータの提供を受けて、環境省で残りの府県を一括で推定し、合算して全国の個体数を推定している。正確な個体数の把握は、野生鳥獣管理の基本中の基本であるので、さらに精度を上

げる努力が求められている。

2) 科学的知見と能力を有する捕獲事業者の育成＝従来、野生鳥獣の個体数管理の担い手は、狩猟免許を持ったハンターのみであった。しかし、近年、ハンターの数は激減するとともに、6割が60歳以上となるなど高齢化している。このため、野生鳥獣に関する科学的知見を有し、専門的な捕獲技術を有するプロの捕獲者を都道府県知事が認定する認定鳥獣捕獲等事業者制度を運用しており、現在全国で161業者となっている。しかし、依然として大きく不足しており、より一層の育成支援が求められている。また、環境省は、鳥獣保護管理に関する専門的知識や経験を有する技術者を登録して、必要とされる場所に紹介する環境省鳥獣プロデータバンクを運用しており、現在173人が登録されているところである。

3) 生息地管理と土地利用＝近年、野生鳥獣被害が増加している背景には、中山間地域の過疎化の進行により、人の生息エリアと野生鳥獣の生息エリアが隣接するようになってきていることがある。このため、耕作放棄地の利活用や、里山の森林整備の推進などにより、人と野生鳥獣との間に緩衝エリアを造成することが重要である。また、河畔林などを通して、野生鳥獣が山林から都市部に進出する例もあるので、緑のコリドーにも適切な管理が必要である。

4. 野生鳥獣被害対策の現状と今後の展開

野生鳥獣被害対策としては、環境省が中心となって行う捕獲対策と、農林水産省（林野庁）が中心になって行う防護対策が、車の両輪として進められることが重要である。2021年度の捕獲頭数は、ニホンジカ約73万頭、イノシシ約53万頭となっているが、半減目標達成に向けては引き続き捕獲強化が必要である。また、林野庁では、森林整備事業により、森林所有者等による造林等の施業と一体となった、ニホンジカ等の野生鳥獣の侵入を防ぐ防護柵や、立木を剥皮被害から守る防護テープ、苗木を食害から守る食害防止チューブの設置等の被害防止施設の整備や、囲いわな等による鳥獣の誘引捕獲等に対する支援を行うとともに、ニホンジカ等による森林被害緊急対策事業等により、林業関係者が主体的に行う捕獲や捕獲技術の実証等への支援を行っている。また、国有林野においても、森林管理署等が実施するシカの生息・分布調査等の結果を地域の協議会に提供し、知見の共有を図るとともに、効果的な被害対策の実施等に取り組んでいる。特に近年は、ドローンなどICT技術を活用した野生鳥獣被害対策も進められるようになり、大きな期待が寄

せられている。いずれにしても、関係省庁が緊密に連携して科学的知見に基づいたワイルドライフ・マネージメントによる野生鳥獣保護管理を強力に推進していくことが強く求められている。

<参考文献>

- ▽鳥獣行政のあゆみ 林野庁・林野弘済会 1969年
- ▽野生鳥獣保護管理ハンドブック 野生鳥獣保護管理研究会 日本林業調査会 2001年
- ▽鳥獣保護法の解説 鳥獣保護管理研究会 大成出版社 2001年
- ▽野生動物管理のための狩猟学 梶光一/伊吾田宏正/鈴木正嗣編 朝倉書房 2013年
- ▽野生動物管理システム 梶光一/土屋俊幸編 東京大学出版会 2014年
- ▽エコシステム・マネージメントの政治学 ハンナ・J・コートナー/マーガレット・A・ムート/上河潔訳 青山社 2014年
- ▽ワイルドライフマネージメント 梶光一 東京大学出版会 2023年

<研究課題関連ニュース>

林J編集Gまとめ

読売新聞 2月1日<人里周辺でヒグマを減らす作戦>
ヒグマの市街地への出没抑制を目的に、北海道は昨年より導入している「春期管理捕獲」(2月～5月)について、上限約150頭としていた雌の捕獲数を今年に廃止する。市町村に積極的な捕獲を促すため、ヒグマの管理計画の上限(5年間で約2300頭)に達しない範囲で捕獲できる。▽春期管理捕獲は、残雪で足跡が追いやさず春に人里周辺でヒグマを減らす取り組みで、市町村が主体となって実施する。計画上の上限に近づいた場合は、雌の捕獲を中止する。▽道内のヒグマの推定頭数は約1万頭。道によると、絶滅防止に向けて管理計画で定めた上限には余裕がある。

毎日新聞 2月6～8日<ヒグマを人里から遠ざける「春期管理捕獲」>
昨春から始まった取り組みで、出動費など捕獲に必要な経費の一部を道が補助。釧路市では昨年6月、阿寒町阿寒湖温泉周辺でヒグマ2頭が半月にわたり計19回目撃されて駆除されたほか、10月には阿寒町



布伏内(ふつぶしない)で釣り人が親子とみられるヒグマと遭遇し、肩や顔などをかまれる事故も起きた。道環境生活部自然環境局は「害のないクマまで捕獲するのではなく、人里周辺に生息するクマに警戒心を持たせることで人身被害を防止する一方、捕獲経験のないハンターの養成を図る重要な取り組み」としている。

一方、秋田県では2023年4～12月、クマによる人的被害が62件と過去最多を記録。北秋田市阿仁地区(人口2245人)では人里に出没するクマが増え、民家のそばや線路沿いで何頭ものクマを目撃。バス停に座り込んでいた場面にも出くわした。100人以上いたマタギが40人に激減したことも影響しているとみられる。「耕作放棄地はクマの格好の隠れ場所になる。空き家も増え、敷地に残された栗や柿の木を狙ってクマが寄ってくる」。

朝日新聞デジタル 3月1日<岡山県野生イノシシが家畜伝染病・豚熱(CSF)に感染>
2月18日にわなにかかった野生イノシシの血液を採取して国の検査機関で精密検査し、感染確定の連絡を受けた。県内は1968年に養豚場での確認が最後で、野生イノシシの感染確認は今回が初。県は養豚場に注意を呼びかける。豚熱は人にはうつらないが、豚やイノシシへの感染力、致死率は高い。有効なワクチンがあり、国内では18年に岐阜県の養豚場で感染が確認されるまで26年の間、感染を封じ込めてきた。2021年以降、中四国で野生のイノシシの陽性確認が相次ぐ中、岡山県は感染事例がない状態が続く「空白地域」だった。

別冊宝島 3月17日<熊の被害は凄惨>
2023年1月。北海道の大千軒岳に登山した22歳男子学生が遺体で発見。近くにヒグマの死骸があった。消防士の3人グループが襲撃された際にナイフで撃退し、その傷が原因で死亡したとみられる。警察がヒグマの胃の内容物を調べ大学生のDNA型と一致。▽2023年5月。北海道幌加内町の朱鞠内湖で釣りをしていた男性がヒグマに襲われて死亡。捜索によって、草木の下から遺体の一部が見つかった。ヒグマは食べ物を埋めるなどして隠す習性がある。▽2023年10月。富山市南部の江本地区で70代女性の遺体が見つかった。敷地内の畑に大きな熊の足跡があった。▽熊は攻撃時に立位になると110～130センチほどの高さになることが多く、人間の頭頸部が攻撃の標的になりやすい。▽2019年以降に北海道の標茶町と厚岸町で放牧中の牛を合わせて66頭も襲い続けたヒグマOSO(オソ)18は、ハンターが撃ったシカを放置したことが原因で肉食化したとも指摘される。身近で危険な問題。

日本林政ジャーナリストの会 (Japan Forest Journalist Association)

第 46 回定期総会記録

2024 年 5 月 20 日 (月) 15:00~16:00

日本記者クラブ (千代田区内幸町2)

■総会次第

1. 開会、2. 会長挨拶、3. 議長選出、4. 議事

<出席者(登録順)>滑志田隆(日本林政ジャーナリストの会会長・毎日新聞 OB) 上河潔(林業経済研究所フェロー研究員・林野庁 OB) 富山俊作(産経新聞コンベンション事業部) 藤原敬(林業経済研究所フェロー研究員・林野庁 OB) 塚田健太(毎日新聞デジタル事業本部) 堤哲(毎日新聞終身名誉職員) 梶谷辰哉(SGEC/PEFC-J 専務理事・林野庁 OB) 武田俊一((毎日新聞 OB) 織田央

(日本治山治水協会参与・林野庁 OB) 米倉久邦(共同通信 OB) 岡崎昌史(日本経済新聞 OB) 本郷浩二(全国木材組合連合会副会長・林野庁 OB) 今藤洋海(農林水産省 OB) 上松寛茂(共同通信 OB)

■第 1 号議案 2023 年度活動報告及び収支決算

第 45 回定期総会は 2023 年 6 月 7 日 (水) 14:00~15:00 に文京区後楽の林友ビル 6F 中会議室において開催。2022 年度の活動報告および収支決算、2023 年度の活動計画及び収支予算は原案通り可決。役員改選=新任の

2023年度収支決算

2023年度(2023年4月~2024年3月)の収支決算 (単位:円)

項目	予算額	決算額	備考		
前期繰越金	3,143,801	3,143,801			
1 会費 個人会員 当年度会費	350,000	322,000	7,000×46人		
	会費 団体会員 当年度会費	360,000	360,000	20,000×18 団体	
	会費収入合計	710,000	675,000		
2 雑収入	80,000	25	銀行預金利息		
当期収入合計	790,000	682,025			
合計	3,933,801	3,825,826			
1 研究会費	講師謝礼	120,000	120,000	講師 4 名	
	会場費	40,000	84,436	研究会6回	
	小計	160,000	204,436		
	2 共同取材費	80,000	242,200		
	3 会報発行費	300,000	649,098	No.63~No.65	
	4 会議費	総会費	20,000	8,800	
		幹事会費	20,000	0	
		小計	40,000	8,800	
	5 事務局費	通信費	50,000	64,960	
		広報・印刷費	100,000	66,000	HP 維持費
事務用品費		10,000	0		
会長活動費		20,000	17,677		
小計		180,000	143,225		
6 雑費	20,000	12,640			
7 予備費	10,000	0			
当期支出合計	790,000	1,265,811			
当期収支差額	△34,000	△583,786			
次期繰越額	4,396,006	2,560,015			

2024年度収支予算(案)

2023年度(2024年4月~2025年3月)の収支予算 (単位:円)

項目	前年度予算	本年度予算	備考		
前期繰越金	3,143,801	2,560,015			
1 会費 個人会員 当年度会費	350,000	371,000	7,000×53人		
	会費 団体会員 当年度会費	360,000	360,000	20,000×18 団体	
	会費収入合計	710,000	731,000		
2 雑収入	80,000	10,000			
当期収入合計	790,000	741,000			
合計	3,933,801	3,301,015			
1 研究会費	講師謝礼	120,000	120,000	講師4名	
	会場費	40,000	40,000	研究会4回	
	小計	160,000	160,000		
	2 共同取材費	80,000	100,000		
	3 会報発行費	300,000	300,000		
	4 会議費	総会費	20,000	50,000	
		幹事会費	20,000	10,000	
		小計	40,000	60,000	
	5 事務局費	通信費	50,000	50,000	
		広報・印刷費	100,000	100,000	HP 維持費
事務用品費		10,000	10,000		
会長活動費		20,000	—		
交際費		—	30,000		
資料購入費		—	20,000		
小計	180,000	210,000			
6 雑費	20,000	20,000			
7 予備費	10,000	10,000			
当期支出合計	790,000	860,000			
当期収支差額	△34,000	△119,000			
次期繰越額	4,394,006	2,441,015			

藤原敬氏、鈴木敦子氏を含め12名の幹事が選任された。滑志田隆会長、米倉久邦監事、上河潔事務局局長は留任。

▽2023年度幹事会実績

5月10日(水)、6月7日(水)、7月12日(水)、8月29日(火) 11月8日(水)、2024年1月23日(火)、2月14日(水)、3月13日(水)の計8回対面方式で開催した。

▽定例研究会実績

①2023年5月17日(金)「新しい林業の周辺」講師：織田中央林野庁長官

②6月7日(水) 令和4年度森林・林業白書について。講師：林野庁林政部企画課 加藤靖之課長補佐

③9月29日(金)「ナラ枯れと広葉樹林業の可能性」講師：神戸大学名誉教授 黒田慶子氏

④10月12日「AI・ICTの活用とロボット化による林業DXの実現」講師：東京大学特任研究員・非常勤講師 仁多見俊夫氏

⑤2024年1月24日(水)「森林医学の現状と展望」講師：登山家・医師 今井通子氏

⑥2024年3月12日(火)「直近の鳥獣保護管理行政の動向と今後の展開」講師：環境省自然環境局鳥獣保護管理室長 宇賀神知則氏

▽共同取材実績

①2023年4月19日(水)～21日(金)奄美大島・徳之島の自然遺産。視察箇所：徳之島のソテツ・ガジュマル林、奄美大島の原生林、マングローブ林、奄美大島世界遺産センター

②2023年7月3日(月)「市民が守った市街地の里山「関さんの森」視察箇所：関家の屋敷、梅林、屋敷林、特別緑地保全地区

③2023年9月21日(木)～22日(金)「無花粉スギ、コンテナ苗と広葉樹林業の可能性」。視察箇所：富山県森林研究所(無花粉スギ)、飛騨市役所、住友林業岐阜樹木育苗センター

④2023年11月27日(月)「高度機械化山林作業システムと高度集成材製造施設(福島県浪江町)。視察箇所：人力地上作業排除立木収穫システムの現地視察、福島県高度集成材製造センター(FLAM)

▽会報機関誌発行実績 「林政ジャーナル」No.63、No.64およびNo.65を発行した。

▽会員の動向

2023年度末の会員数：個人会員52名(2022年度末48名)、団体会員18団体(同18団体)

▽ホームページ

公式サイト(www.wj.f.janet/)を運用した。

▽「林政ジャーナル」のデジタル化

No.63～No.65をデジタル化して公式サイトに掲載した。

■第2号議案 2024年度活動計画及び収支予算

2019年に森林経営管理法が施行され、市町村が主体となって森林の経営管理を行う森林経営管理制度が導入された。その財源として、2024年から国民1人当たり年額1千円の森林環境税が賦課徴税されることになり、市町村、都道府県に対して、森林環境譲与税として譲与され、森林整備、担い手の確保、木材利用の拡大などの取り組みが本格化している。特に、所有者不在の森林や所有者不明森林の解消が喫緊の課題である。一方で、戦後造成された森林資源は成熟化して伐採期を迎えるとともに、林業DXや林業機械化の進展、高層木造建築やバイオマス利用など新たな木材需要の創出といった明るい展望も見える。このような動きを受けて、2024年度の研究テーマは、「森林環境税と新しい林業の展開」ということで、以下のことに取り組む。1. 定例研究会 2か月に1回程度開催。2. 共同取材 年間テーマに基づき年2回実施。3. 会報の発行 林政ジャーナルを年2回発行。4. 幹事会 月1回開催(原則として毎月第2水曜日)。5. ホームページによる情報発信。6. 収支予算。

■第3号議案 役員選出

<幹事>滑志田隆(会長)、鈴木敦子(副会長)、上河潔(事務局長)、石山幸男、上松寛茂、今藤洋海、海老澤秀夫、城戸檀、藤原敬、上野司郎、塚田健太、富山俊作、戸川覚<監事>米倉久邦

■第4号議案 その他

森林経営管理制度と森林環境税

～森林・林業の持続的循環利用に向けて～

講師 林野庁次長 小坂 善太郎氏

<講師経歴>名古屋大学卒。昭和63年4月農林水産省入省。平成26年林政部木材産業課木材製品技術室長、27年林野庁国有林野部業務課長、28年森林整備部計画課長、30年国有林野部長、令和元年森林整備部長、令和5年7月～現在、林野庁次長。



<司会> 2024年6月から「森林環境税」の課税が始まった。森林経営管理法の施行とあわせ、市町村が主体となった森林整備を進めるための新たな財源である。日本林政ジャーナリストの会の年間研究テーマとして取り上げる。第1回目の研究会講師として小坂善太郎氏をお迎えした。

森林環境譲与税の譲与は令和元年から始まり、6年目を迎えている。全国の市町村では譲与税の活用により、間伐等の森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発などの取組が展開されている。本日は森林経営管理制度と森林環境税の経緯や取組状況、さらなる活用促進、情報発信などについて理解を深めたい。併せて林政全般についての近年の動向や今後の課題、政策の展開方向についてお話をいただくことにする。

<小坂氏>

1. 森林環境税創設に向けたあゆみ

森林整備のための財源確保について先駆となった議論は昭和60年代の「水源税構想」である。平成3年に和歌山県本宮町長（現在の田辺市）が地方交付税の枠外に「森林交付税」の創設を提唱し、賛同する市町村と市町村議会議員が「森林交付税創設促進連盟」等を結成し、全国規模の運動が展開された。

平成15年、森林交付税構想を推進してきた市町村は水や二酸化炭素排出源への課税を想定した「全国森林環境・水源税」を求める方向に運動方針を転換。その後平成18年から「全国森林環境税」の創設を求める運動が広がった。一方、都道府県独自で課税を行う取組みは、高知県が全国で初めて県民一人あたり500円の「森林環境

税」を導入したことを皮切りに、平成28年までに37府県で森林整備を主な目的とする独自課税が導入された。

このような中、平成17年に発効した「京都議定書」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた森林吸収量の確保に必要な間伐等を推進するため、森林吸収源対策のための財源となる税の創設を継続的に要望し、平成30年度与党税制改正大綱で、「平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する」ことが決定した。森林・林業・木材産業関係者の長年の努力が実を結んだ形である。

2. 森林経営管理制度と森林環境税の関係

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、

その多面的機能を国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかし、林業経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手不足等が課題となってきた。このため、平成 30 年度税制改正大綱では森林経営管理制度と森林環境税が「一体のものである」という主旨が記載された。自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林については、地域に最も密着している市町村自らが主体となって管理を行う新たな制度を創設することとされた。これを受けて森林関連法令の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されたのであった。

これまでは森林組合等が森林所有者に働きかけて集約化を進めてきた。しかし、所有者の経営意欲の低下、所有者不明や境界問題等、集約化を進めるにあたり民間の力のみでは限界があった。森林経営管理法では、森林所有者は自らの森林を経営管理しなければならないと謳っており、市町村は森林所有者に意向調査を行うこととしている。

森林所有者自らが森林の経営管理が実行できない場合は、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託をする。自然的条件に照らして林業経営に適さない森林等においては、市町村が森林環境譲与税を活用して公的に管理することとしている。このように儲かる山と、そうでない山を含めて、森林管理の水準を担保するため制度としての性格がある。

令和元年度から制度がスタートし、令和 4 年度末までに毎年 20 万 ha の意向調査を実施した。この 4 年間で市町村が行った約 80 万 ha の意向調査実施面積のうち、約 6

割に相当する約 46 万 ha から回答があった。回答のあったもののうち、約 4 割の所有者から市町村への委託希望があり、こうした森林について、林業経営者への再委託や市町村による森林整備等につなげているところである。

このように取組みが進んできていることは、森林環境税・森林環境譲与税といった財源の裏打ちがあったからこそであり、市町村のマンパワーが足りない中で一生懸命に取り組んでいただいた結果だと率直に思っている。

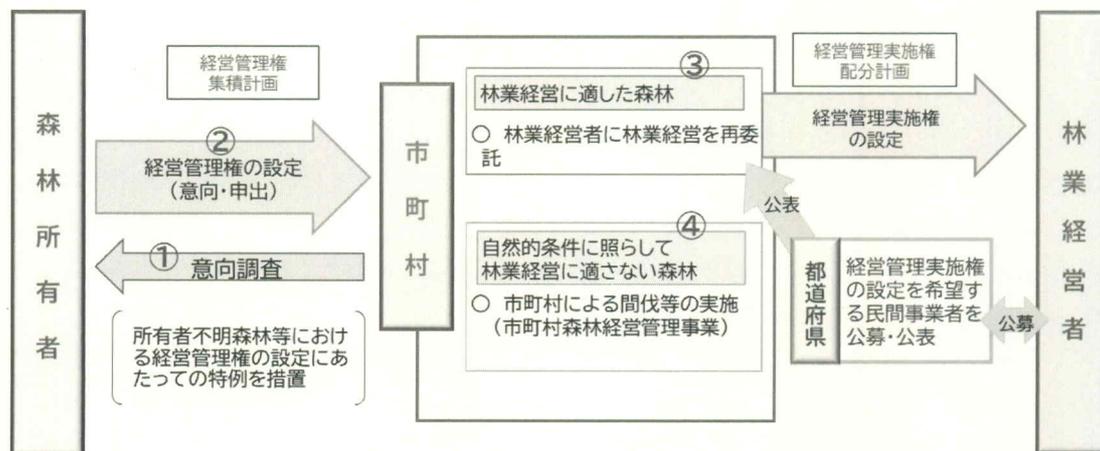
3. 重要な方向性

・所有者不明森林への特例措置

森林経営管理法では、所有者不明森林等について、捜索・公告等一定の手続を経ることで市町村の経営管理権の設定を可能とする特例を措置している。令和 4 年度までに 133 市町村が森林所有者の探索を実施。6 市町において特例の活用に向け公告等を実施した。これまでも要間伐森林の施業代行制度があり、防災対策の観点から市町村が権利設定できるようになっていたが、なかなか市町村が踏み切れない状況があった。そこで、森林経営管理法においては「災害の恐れ」といった要件を無くして制度が活用されるようになり、非常に意義があることだと考えている。

・集約化などの促進

島根県邑南町では、地元の林業事業者から提案を受けた森林を優先的に、周りの小規模の所有者に対しても意向調査を行い、面的に集約化を行っている。町をはじめ



として、林業事業者や木材協会で運営協議会を組織し川上から川下一体となって制度に取り組んでいる。

群馬県中之条町では約 90ha の森林について配分計画を策定し、地元の森林組合に経営管理を再委託している。20 年の計画期間において、主伐から再造林まで一貫して行う内容で契約をしている。我が国の人工林の大半が利用期を迎えている中、このように主伐から再造林まで責任をもって事業者が行うことが重要である。このような取組みを今後増やしたい。

小規模分散の森林所有形態が多い地域においては、市町村が大変な苦勞と時間をかけて対応している。今後このような所有の細かい地域において、いかに面的に集約化していくかが課題と考える。

4. 活用される森林環境譲与税

令和元年度は市町村・都道府県合わせて 96 億円の活用額であったが、令和 4 年度では譲与額 500 億円に対して約 80%となる約 400 億円が活用された。令和 5 年度では基金を取り崩して、譲与額を上回る 537 億円が活用される見込みとなっている。

森林環境譲与税の用途別の活用状況については、「間伐等の森林整備関係」に 6 割ほど使われており、続けて「人材の育成・担い手の確保」、「木材利用・普及啓発」に活用され効果が出ている。具体的には、森林環境譲与

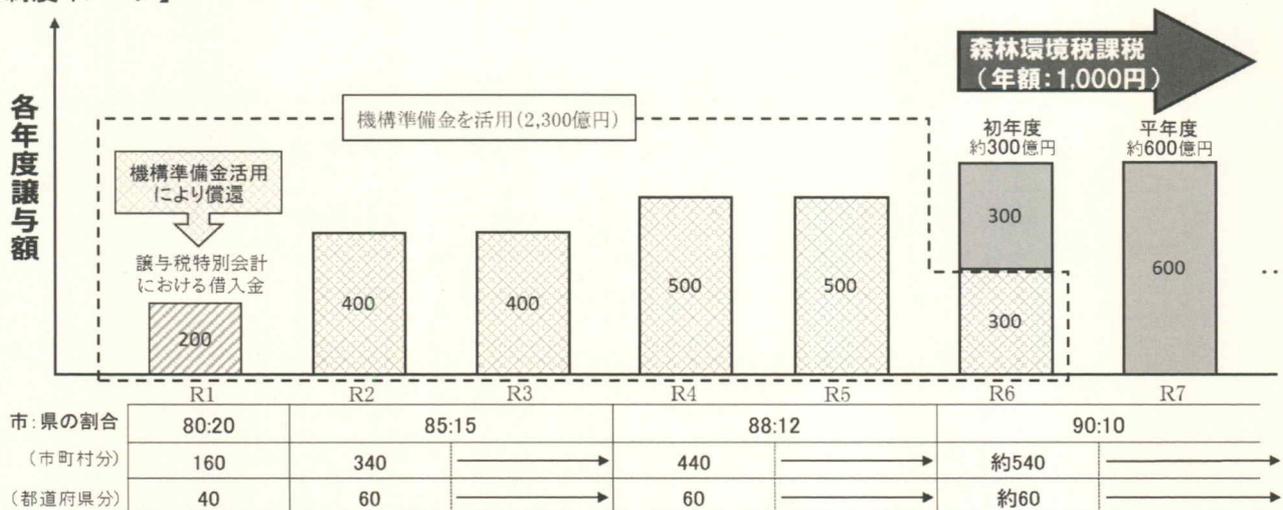
税を活用したことによる間伐等の森林整備面積は、制度開始当初は年間約 6,000ha だったが、令和 4 年度では年間約 43,000ha となり、その他森林作業道の整備や人材育成のための研修等の参加者数、木材利用量の実績も伸びている。

制度がスタートした時は、十分に活用されず基金に積まれているといったご批判をいただいた。林野庁では、森林環境譲与税を活用して実施可能な取組例をポジティブリストとして作成し、都道府県や市町村に提供し説明をし、相談も受けてきた。多くの市町村では、市町村の森林整備の構想を立てた上で計画的に活用したいという意向があった。所有者把握のための準備が必要だという実情もあった。そのような状況も乗り越え、現在は譲与額が活用され様々な成果が上がっている。

森林環境譲与税については、市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額を当初の 200 億円から徐々に増加するように設定している。令和 6 年度からは、国民の皆様から年間 1,000 円の森林環境税の課税が始まり、これを財源に都道府県や市町村に譲与される額は 600 億円となる。

創設当時から、市町村に森林・林業の担当者がいないため、制度を動かさないのではないかと意見があった。林務を担当する職員数が、私有人工林 1,000ha 以上の市町村でも、職員数 0 人の市町村が全体の 1 割を占めているなど、体制が十分でない市町村が多いという実態があ

【制度イメージ】



【譲与基準】 *R6以降の年度分の譲与税について適用

市町村分	55% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正)	林野率	補正の方法
	20% : 林業就業者数	85%以上の市町村	1.5倍に割増し
都道府県分	25% : 人口	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し
	市町村と同じ基準		

る。このため、総務省では、市町村が林務の専門職員を雇用する際に要した経費を特別交付税措置で支援する「地域林政アドバイザー制度」を創設し、全国で300名を超える方が活躍している状況。林野庁や都道府県においても、市町村や都道府県の説明会への職員派遣や研修、取組事例の作成・共有といった支援を行っている。

5. 譲与基準の見直し

令和6年度税制大綱において、森林環境譲与税の譲与基準の見直しが位置づけられ、今国会で措置された。これまでは私有林人工林面積の譲与割合を10分の5とし、人口の譲与割合を10分の3としていたところ、より森林整備が必要な山側に配分を増やしてほしいという要望があったことから、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55、人口の譲与割合を100分の25と改正した。令和6年度の譲与額は600億円になることから、増額した100億円はすべて山側の支援に活用される。人口の譲与割合は減る形になるが、都市部への譲与額は令和5年度から変わらないことになる。

6. 林政の近年の動向

・利用期を迎えた人工林

我が国では50年生を超える人工林が6割を占めており利用期を迎えている。このようなことを背景として、木材自給率は平成14年には18.8%と最低であったが、それ以降は右肩上がりでも上昇しており、国産材の供給量も増

えたことで現在は40%を超えている。また、森林蓄積も年間約6千万m³増加しているなど資源量も余裕はある。国産材供給量については、合板や燃料材が需要の下支えをしている。

・森林・林業・木材産業によるカーボンニュートラル・地球温暖化対策への貢献

これまで京都議定書の第2約束期間においては、間伐を進めることで森林吸収量の目標達成を目指してきたが、近年人工林が高齢級化していることに伴い、森林吸収量が減少傾向にある。カーボンニュートラルの実現のためには、間伐等の実施に加えて、「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用を進め、若い森林を造成していき、単位面積当たりの吸収量を上昇させるとともに、森林が吸収した炭素を、木材利用を通じて長期的に貯蔵する、そしてエネルギー利用により化石燃料の代替といったことを発揮することが重要である。

・生物多様性保全にかかる取組と動き

生物多様性保全については、国際的に大きな課題として脚光を浴びている。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されたことによる「30 by 30」の目標やTNFDといった企業向けの自然関連財務情報開示に係る提言の公表といった国際的な動きがある。生物多様性という観点では、森林は大きな役割を果たすため、どのように保全して活用していくかが大きな潮流となっている。国際的には気候変動と生物多様性2つの視点で持続可能な森林経営を評価する枠組が動いており、こうした

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予定)
市区町村	活用額	65億円 (41%)	163億円 (48%)	217億円 (64%)	341億円 (78%)	467億円 (106%)
	譲与額	160億円	340億円	340億円	440億円	440億円
都道府県	活用額	31億円 (78%)	47億円 (78%)	53億円 (88%)	58億円 (97%)	70億円 (117%)
	譲与額	40億円	60億円	60億円	60億円	(60億円)
合計	活用額	96億円 (48%)	210億円 (53%)	270億円 (68%)	399億円 (80%)	537億円 (107%)
	譲与額	200億円	400億円	400億円	500億円	500億円

※令和5年度(予定)の金額については、令和5年3月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの(一部、9月時点で聞き取ったものを含む)。

動きをキャッチアップした形で日本の森林資源をいかに循環していくかが課題だ。

7. これからの課題と施策の展開方向

・儲かる林業への道筋

「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用による、CO₂の吸収と木材として長期間炭素を貯蔵、削減の効果を最大化することでカーボンニュートラルを実現することを目指している。先人が作った森林資源を循環利用していくためには、儲かる林業をしていかなければならないと考える。再造林は経営者にとっては再投資であり、再投資をしてもらえるような採算性のとれる林業をしていかなければならない。そのためには、「山をまとめる」、「コストを下げる」、「サプライチェーンをつくる」、「木材以外の多様な収入源を作る」、「木材を使う需要を作る」などの施策を林野庁では総合的に進めている。

先人が残したかけがえのない森林資源を循環利用していくために、林野庁としては、林業のコスト削減を探索し、木材だけではなく、二酸化炭素や生物多様性などの付加価値を見出すことを通して林業の採算性を高めていく。森林資源の循環利用により、地球環境の保全、地方創生等につながるよう、グリーン成長を目指して総合的に施策に取り組んでまいりたい。

・具体策1〈山をまとめる〉

森林経営管理法に基づき、市町村が森林所有者に意向調査を行っているが、日本の森林は小規模・分散所有である。昔の入会的な所有形態から細かい所有権を設定していた地域が多い。また、所有者不明森林も多く存在

し、地籍調査も半分も達成していない現状である。

林野庁では、平成24年度から森林経営計画制度を、令和元年度から森林経営管理制度を創設し、山をまとめる手法を導入し取組みを進めているが、小規模分散所有が大きな壁となっている。

近年レーザ計測が進み、現地に行かなくても樹木の樹高等の立木情報に加え、微地形や細かい道など地形情報も計測できるなど、実測ベースの森林資源情報を効率的に把握できるようになっている。福井県福井市では、これらのデータを活用して、森林の境界推計図をつくり、推計図に基づいて所有者へ境界の位置を確認することができ境界確定につながっている。

航空レーザを活用すると、実測ベースのデータを効率よく把握することができるため、個々の森林の評価ができる。単に人工林面積ではなく、森林の成長が良いといった、林業として優秀な土地（地位の高い森林）も判定することができる。

こういった手法を使えば、境界の候補図を作るのと同時に、個々の所有者の森林の地位を踏まえた評価ができると考える。例えば林班といったまとまりの中で、個々の所有者の森林の評価額を配分率として使えば、面的に一体的経営ができ、個々の境界の管理が不要となるのではないかと考える（境界ではなく配分率（持分率）で管理）。これからの課題ではあるが、森林所有者の経営意識が希薄になっている現状に加え、林地は放っておくと相続で細分化されていく。このような境界のない面的一体経営といったことを今後検討していく必要があると考えている。

・具体策2〈コストを下げる〉

林業・木材産業において、近年スマート・デジタル技術が導入されている。林野庁では、レーザ計測による資源管理だけではなく、自動化された林業機械やエリートツリーによる短伐期施業、改質リグニン・セルロースナノファイバーを使用した新しい木材利用といった方法を導入することで、林業の採算性を上げていくことを目指している。

林業機械の自動化・遠隔化については、伐倒作業、AI技術を活用した架線集材作業、フォワーダーによる集材作業、下刈作業のそれぞれで開発・実証が進んでいる。下刈作業は、夏の暑い時期に行う作業員にとっては非常に辛い仕事であるため、再造林が進まない要因の一つになっている。衛星を活用した下刈作業の自動化に挑戦する取組みもあり、早期の実現化を期待している。



このように、儲かる林業を行い、森林資源の循環利用を行うためには、生産性を上げるだけでなく、作業員の労働負荷がかからないよう、安全で快適に仕事ができるような環境にすることも重要である。

・具体策3<サプライチェーンをつくる>

スギの山元立木価格は昭和55年の22,000円に対して、令和2年には2,900円と当時の価格の13%となっている。この時代と比べると非常に儲けの少ない林業となっている。山側がまとめ、安定供給を約束するとともに、価格交渉力を持つ必要があると考える。また、価格のオープン化、透明化を進めていくことも重要である。山元の価格はこれまで表に出ていなかったが、国有林が立木価格のオープン化を行った。再造林可能な山元立木価格を共通認識としてサプライチェーンを構築することが今後重要となってくる。

・具体策4<多様な収入源を作る>

近年二酸化炭素が価値を持つようになった。林業の収入は、丸太だけではなく二酸化炭素もということが夢ではない。その代表がJ-クレジットであるが、取引規模はまだ小さい。

令和8年からGXリーグが排出量取引を本格化する。企業が二酸化炭素排出削減目標を立て、目標達成のためにJ-クレジットや排出量取引で補うことが一般化する時代が目の前に来ている。これを林業経営に生かせないかと制度改正等に取り組んでいる。

また、生物多様性保全についても、30 by 30 や OECD、TNFD など国際的な動きが活発化し、企業の意識が高まってきている。林野庁では、生物多様性を高めるための具体的な森林管理手法を示した「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を公表した。今後これを活用して、生物多様性保全に貢献する森林管理をアピールできる仕組みを考えていきたい。

・具体策5<木材を使う需要を作る>

炭素貯蔵やCO₂排出削減などの効果の見える化を進め、木材利用のメリットにつながる取組みを進めることが重要と考える。建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を企業が自ら算定・公表する場合の標準的な計算方法の公表や、「建築物への木材利用に係る評価ガイドランス」といった取組みを進めており、施主に目に見える形でメリットを生むことが、需要を作るきっかけとなると考える。

質疑応答

藤原敬（持続可能な森林フォーラム） 森林・林業の持続可能性を考えるうえで担い手を確保することが非常に重要である。森林環境税・譲与税の仕組みと林野庁はどのように関わっていくのか。

小坂氏 森林環境税は毎年の額がわかる安定した財源である。森林経営管理制度により、間伐・主伐・再造林といった事業地を確保できれば、税財源を使って安定した仕事の発注等が可能となる。こうしたことにより、地域の事業者の育成を進めてもらいたい。

児玉洋子（元日本農業新聞） 東京都内23区などは都市部ではあるが人口割方式に従って多額の森林環境譲与税を供与される仕組みである。例えば世田谷区など森林がほとんど無い自治体は譲与金をどのように使ったら良いと考えるか？

小坂氏 森林整備を進めていく上で、産出される木材の利用を進めていくことが重要。都市部の自治体では、木材利用の用途が最も多い。ほかには、姉妹都市など地方の市町村との交流連携をやっていて、交流先の自治体の森林整備の支援に活用していただいている。

米倉久邦（共同通信 OB） 少子高齢化の流れの中で消滅自治体の話もある。この傾向は当分の間変わらないと思う。これをどのようにとらえているのか。森林環境税を全自治体に渡すのではなく、ある程度選別的に渡すことも考えられないか。林野庁としてはどのように対応するのか。

小坂氏 重要なのは若い方が田舎に魅力を感じ、子育てをしつつ定住できるか。全ての集落を維持することは難しいかもしれないが、ある程度集落をまとめて維持できるか。この時に森林を活用した林業等が地域の維持に貢献する形をつくっていきたい。

滑志田隆（毎日新聞 OB） 地方税の均等割徴収の手法を用い、森林保全・利用について国民の新たな負担を求めるといふ新税制は極めてユニークな取組だ。海外にも積極的に紹介し、地球規模の森林保全に寄与するべきだ。

小坂氏 この制度を世界に発信したいと思っている。国連の森林フォーラムにおいて、森林環境税について発言したところである。日本のオリジナルということは今後もPRすべきであると思っている。

上河潔（林業経済研究所） 山をまとめる、コストを

下げる、サプライチェーンの構築などわかりやすくまとめて興味深かった。森林環境税などの新たな制度が山をまとめることに具体的にどのようにつながるのか。

小坂氏 山をまとめる仕組みは森林経営管理法に組み込まれている。意向調査した森林を、経営管理権という権利設定を使ってまとめて、地域で意欲をもって林業経営を行う方に集積・集約していくことと考える。一方、市町村は小規模分散所有や個々の森林所有者による意見のばらつき等に苦労している状況。今後どう解決していくかを考えていきたい。

(司会とまとめ・滑志田隆)



上河潔事務局長 FB 報告

2024 年度の研究テーマ「森林環境税と新しい林業の展開」に相応しい研究会となった。国民一人当たり 1,000 円が徴収され、地方自治体に森林環境譲与税として毎年度 600 億円が交付される。森林経営管理制度については、制度の活用に必要な市町村の 8 割で意向調査が行われ、回答があった森林所有者の 4 割から市町村への経営委託希望があった。

森林環境税は昭和 60 年代の「水源税構想」に端を発し、林野庁が平成 16 年から森林吸収源対策の財源となる税の創設を要望し、平成 30 年度税制改正で森林環境税・森林環境譲与税として創設された。その実施に当たっては、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林を市町村自らが管理する森林経営管理制度と密接に連動することになっている。当初は基金などに積み立てられ、50%ほどしか活用されていなかったが、令和 4 年度には 80%、令和 5 年度には 107%が活用された。間伐等の森林整備、人材の育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発に使われている。

今後、地域の林業の担い手となる意欲ある事業者が生まれてくるのが強く期待される。さらに、関連して地球温暖化対策や生物多様性の保全の世界的趨勢に対応した J-クレジットやネイチャーポジティブに関する企業の動向、リモートセンシング技術を活用した森林の境界明確化、ICT 技術を活用したスマート林業やロボット化による林業 DX、山元の立木の価値を高めるサプライチェーン・マネージメントなどについても解説。活発な質疑応答があった。参加者 30 人。



小坂氏講演の配布資料を吟味する

持続可能な森林フォーラム代表 藤原敬

今年度第 1 回目の勉強会。林野庁次長・小坂善太郎氏の講演は 50 ページにわたる配布資料にもとづく本格的なレクチャーであり、大いに聴き応えがあった。

タイトルは「森林経営管理制度と森林環境税～森林・木材の持続的循環利用に向けて～」。

配布資料は「公開可」と言われたので、データ化して「持続可能な森林経営のための勉強部屋」というサイトの関連ページ <https://sfmf.net/kokunai/ozawalec/ozawalec.html> に置かせていただいた。ぜひ参照されたい。

小坂講師のプレゼンのデータは 3 つのセッションから成る。①森林経営管理制度と森林環境税 (計 21 ページ) = 本日のメインタイトルのテーマ、②森林行政の近年の動向 (計 7 ページ) = バックグラウンドデータ、気候変動や生物多様性に関するビジネスの動きなどが中心の大切な内容、③森林行政のこれからの課題と施策の展開方向 (計 20 ページ) = メインテーマのような迫力が感じられた。

「森林経営管理制度と森林環境税」= イントロにこのプログラムが入ったのは、林野庁が長年挑戦してきた (小坂氏も担当をしてきた) 大切な目標だからである。昭和 60 年代の水源税構想から始まっていた。しかし、「せっかく設定されたのに、使われていないのではないか」という議論もある。小坂講師は島根県の運営体制や施策が集約化され事例など 6 市町村の実践を紹介した。「いいところだけを取ってきただけでないか」と批判されないように、すべての市町村都道府県統計を示し、「譲与額として供与された額より、活用額の方が多くなっている」と指摘した。令和 5 年度になって初めてという数値や用途別の利用推移(p.13~14) のデータも示した。「使われていない」という批判への反論であろう。新制度はまだ始まったばかりだ。この話が日本全体の森林の利用や再生林の動きにどの程度インパクトがあるのか。バラ色の成果があがっているの? ということは質疑の中でも議論された。

・「森林行政をめぐる近年の動向」のセッションではバックグラウンドの認識が重要であり、7 ページのうち 5 ページ (p.24~28) が地球温暖化対策と生物多様性条約といった、地球環境問題であることにインパクトを感じた。

林野庁の政策の主要な視点がグローバリティであることを注視したい。特に「伐って、使って、植えて、育てる」の循環における CO2 吸収・固定・削減効果（p.25 右上）、「森林の持続的循環利用の地球温暖化対策への位置づけ」（p.26 右下）、木材の利用を地球環境の視点から説明する図に注目したい。

・「これからの課題と施策の展開方向」こそ小坂講師の主たるメッセージなのであろう。「儲かる林業をつくるには」というタイトルの最初のページ（p.30 左の図）にあるように 5 つのサブセッションが提示されている。①山がまとまる・山をまとめる、②再造林・生産・流通コストを下げる、③サプライチェーンをつくる、④多様な収入源をつくる、⑤需要をつくる。これらの内容を順に見ていこう。

①山がまとまる・山をまとめる<p.31~34> 森林経理管理制度等の趣旨となっている小規模分散所有問題である。関係者がたくさんいて意見集約が大変だろうが、図（p.34）にあるように、リモートセンシングデータが活躍する。上から見てみると細かい境界線がわからなくても、何人かの所有者が、およそ、儲かりそうな森林が何割、そうでないところ何割などのデータを共有して、共有林にして皆で共有することができるような方法もある。リモセンデータを活用して皆があつまって同意をするなどという道筋が見えてくる。

②再造林・生産・流通コストを下げる<p.35~36> コスト削減に向けて伐出関係機械の自動化の動きの例が紹介されている。伐倒作業の遠隔操作化、路網集材作業の自動化、架線収材作業の自動化遠隔操作化、下刈り作業の自動化...。開発実証中ということである。

③サプライチェーンをつくる<p.37~39> キーワードは二つだ。1. 価格交渉力—価格交渉力を持つ（供給ロットの取りまとめ、立木価格情報の透明化）、2. 持続可能なサプライチェーン。持続性確保に向けた共通認識を

有するサプライチェーンをつくる。再造林費を含む価格をねん出する仕組みを二つ紹介（図 p.39）。

④多様な収入源をつくる<p.40~45> A) 林野庁も制度の見直しに貢献した J クレジット（p.40~41、43）、GX リーグ（p.42）：GX 推進法に基づく GX-ETS（GX リーグにおける自主的な排出量取引制度）の開始が見込まれる中、排出事業者のニーズを的確に捉えることにより森林由来 J-クレジットの取引を活性化させ、森林整備の促進につなげていくことが重要である。B) 森林の生物多様性を高める林業経営に取り組む企業の紹介（p.44）。最近できたばかりの「森林の生物多様性を高めるための森林経営の指針」の紹介（p.45）。

⑤需要をつくる<p.46~48> 最後の「木材需要をつくる」というサブセッションに記載されているのは 2 点。A) 脱炭素の観点での取組＝木材利用の一層の促進を通じた地球温暖化防止を図るため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとってわかりやすく表示する方法を示したガイドライン策定。ここには林業経済研究所の貢献がある。B) 建築物の木材利用に係る評価ガイドランス＝ESG 投資等において、建築物に木材を利用する建築事業者、不動産事業者や建築主が投資家や金融機関に対して建築物への木材利用の効果を訴求し、それが積極的に評価されるよう、国際的な ESG 関連情報開示の動向も踏まえた評価項目及び評価方法を整理ガイドランスとして公表していく。

小坂講師の個人的な抱負や思いも入った今後の森林政策の展望であり、本当にそうなるかは分からないところがたくさんあるが、大いに参考にすべし。かねてから私は「国民が皆で毎年 1000 円払い、森林のガバナンスの経費にあてる」という森林環境税のようなシステムは、どこの国の森林管理当局もやりたくて仕方がない、すごいシステムだと思ってきた。今後の海外への情報発信、海外からの評価についても注目していきたい。



特別寄稿

点検・岸田首相の
森林政策

「循環型林業」展開と国際協力

持続可能な森林フォーラム代表 藤原 敬

1 施政方針演説で示された基本姿勢

本年1月から6月まで行われていた第213国会通常国会は自民党派閥の政治資金管理の裏金問題が大きな焦点となったが、本稿では総理大臣が行った施政方針演説のなかで森林政策がどうなっているか検討した。

施政方針演説の作成作業は、各省庁が政策のプライオリティや位置づけを国民にアピールする過程である。森林・林業に関して、「地方創生」という章（去年は「包摂的な経済社会づくり」という章中であつたものがステップアップ）の中に「観光・農業」という節があり、その中に「林業」という言葉が出てくる。

「六、地方創生（環境・農業）＝地方が支える農業は国の基（もと）です。我が国の農業が直面する、食料や肥料の世界的な需給変動、環境問題、国内の急激な人口減少と担い手不足といった、国内外の社会課題を正面から捉え、これらの克服を、地域の成長へとつなげていくべく、農政を抜本的に見直します。……このため、農政の憲法と位置付けられる「食料・農業・農村基本法」について、制定から四半世紀を経て初の本格的な改正を行うべく、今国会に改正法案を提出します。さらに、不測時の食料安全保障の強化、農地の総量確保と適正・有効利用……、これらの関連法案も、今国会に提出します。あわせて、グリーン農業、循環型林業、養殖業への転換など、環境に配慮した持続可能な農林水産業及び食品産業への転換を促進するとともに、国内の生産基盤の維持の観点も踏まえ、農林水産物の輸出を、より一層促進してまいります。

林業の話に行く前に食料・農業・農村基本法の改正がある構成となっている。この時点では法案が提出されて

いながったが、5月末に成立、6月5日に公布施行。検討過程の情報をみると「現行基本法に基づく政策全般にわたる検証・見直しを行い、国民生活の安定と安心の基盤を支える役割を将来にわたって担い得る食料・農業・農村政策の方向性を示すことが求められている」として検討を重ねてきた、食料・農業・農村政策審議会答申（昨年9月）には「これまでどおり営農を継続できない農地では、粗放的管理や林地化等により、農地保全と環境保全を図る」（p.39 など）などといった記載があつた。日本の土地利用管理全体を視野に入れた記述で森林との関係性も内容に含まれてくるのである。

首相演説の中で林業関連をフォローすると、昨年の施政方針演説の中には実は「林業」という言葉がなかったのである。岸田首相が初めて国会演説をした所信表明（2021年10月）でもゼロだった。しかし、今年の施政方針演説では林業という言葉が1回は入った。そのことに注目しておきたい。本体の主張のあとの「さらに」「あわせて」という文脈の後ろの方に「循環型林業」という言葉が入ったのである。

さて、その循環型林業とは何であろうか？ 今回テキストでは「グリーン農業・循環型林業……への転換など、環境に配慮した持続可能な農林水産業及び食品産業への転換を促進する」となっている。つまり、「現在は循環型でない林業」が行われているので、転換をする！！という文脈なのであろうか。私見だが、なんとなく首相が「再造林がされていない現在の林業から決別」と宣言したようなニュアンスが伝わってくる。もう一つは首相が気にしている「花粉症対策のために無花粉スギに植え替えよう」の気持ちの表れであろうか。

この問題提起について正確に認識するために、「循環型林業」ということばが行政文脈でどのように使用されているのかを私は調べてみることにした。検索してみると、「循環型林業とは？」のテーマで仕組みやメリット・デメリット、実践例について丁寧に解説するページがあつた。が、これはメディア情報である。中央行政情報で「循環型林業」という言葉を定義するような情報はない（6月18日現在）。

では、森林林業白書の中での「循環型林業」を拾ってみよう。H26年度の白書（H26森林及び林業の動向）には「1. 森林資源の循環利用と木材産業」という節があり、以下の記述がある。

森林資源と木材利用をつなぐ木材産業（ア）森林資源の循環利用＝木材は、先人たちが植えて育てた森林から

収穫（伐採）し、建築用材等として利用することによって、その販売収益を用いて伐採跡地に次の森林を植えて育てることができ、さらに将来の世代がその森林から木材を収穫（伐採）し利用することができる。この「植える→育てる→使う→植える」というサイクル（森林資源の循環利用）を推進することで、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材の利用が可能となる。

森林・林業基本計画の中での「循環型林業」はどのような内容で位置づけられるのだろうか。森林林業基本計画（2021年版）のテキストを分析してみたい。43ページに「第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」があり、その中に「団体に対する施策」が示されていた。

森林組合については、組合員との信頼関係を引き続き保ち、地域の森林管理と林業経営の担い手として役割を果たしながら、……また、森林組合系統が新たに運動の基本方向を定め、地域森林の適切な保全・利用等を目標として掲げながら、市町村等と連携した体制の整備、循環型林業の確立、木材販売力の強化などの取組を展開していることを踏まえ、その実効性が確保されるよう系統主体での取組を促進する。

さらに調べると、全森連の基本方針（運動方針=JForestビジョン 2030—森林組合綱領。「私たち森林組合のめざすもの」の中に、以下のような運動方針があった。

Ⅲ. 新運動で掲げる目標及び取組項目 2. 循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化。

このように見て来ると、森林・林業基本計画で記載している「循環型林業」は、全森連の確立した運動方針の中にある「循環型林業」を支援しましょう、というのが文脈であると理解できるのではなかろうか。

では「循環型林業」というコンセプトの課題は何だろうか。前述のように、循環型林業とは「グリーン農業とか、養殖漁業と横並びで、次世代に循環型資材としての木材を供給する再生林をしっかりとシステム」というコンセプトである。

農業や漁業が提供するの食料品で、林業は木材とい

う文脈で総理大臣は演説しているのだが、林業の場合は森林サービス産業的な幅広い消費者に供給する（可能性はある）モノやサービスがある。木材以外の多様なサービスを提供する幅広い林業の可能性、その辺りまで含めた林業の重要性が、農林水産業の横並びで議論されると忘れられる可能性もあるのではなかろうか。年に一回の施政方針を総理大臣が検討する際、この辺りも含めた議論が必要だと思った次第である。

2. アマゾン森林保全に協力強化

6月1日から6日に岸田総理は、フランス、ブラジル、パラグアイを訪問した。ブラジルはアマゾン森林の資源大国で今年はG20の議長国であり、来年は気候変動枠組み条約COP30の主催国であり、森林ガバナンスに関する議論が注目された。マスコミでも「岸田総理の積極姿勢は「温暖化対策、アマゾン保護で協力 日ブラジル首脳、法の支配共有」などと報じられた（時事通信など）。公的文書は二つ、日・ブラジル首脳共同声明「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップの更なる強化に関する共同声明」「環境・気候・持続可能な開発及び強じんな経済に関するブラジルと日本のパートナーシップに係る共同声明（GPI）」であるが、重要な後者をチェックしておこう。

ルーラ大統領は環境・気候変動対策を政権の最重要課題の一つと位置づけ、2030年までにアマゾン熱帯雨林の違法伐採ゼロを目標に掲げている。日本側は先進的レーダ衛星やAI技術を活用しアマゾンの違法伐採対策等に協力。2022年7月、両国間で気候変動に関する宣言書に署名し、2023年5月の日・ブラジル首脳会談（於：広島）において両首脳は環境気候変動について緊密に連携していくことで一致した経緯がある。

Joint Statement on the Brazil-Japan Partnership Initiative on Environment, Climate, Sustainable Development and Resilient Economies＝環境・気候・持続可能な開発及び強じんな経済に関するブラジルと日本のパートナーシップに係る共同声明（日ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ（GPI）本文は以下のとおり。

ブラジルにおいて、ルーラ大統領と岸田文雄内閣総理大臣は持続可能な開発の3つの側面に沿って、エネルギー安全保障、気候変動、環境に取り組むことの重要性

を認識し、環境・気候・持続可能な開発及び強じんな経済に関するブラジルと日本のパートナーシップ・イニシアティブを立ち上げることを決定した。

ブラジルは、長年にわたるクリーン・エネルギー技術の国産の開発の歴史を基盤としつつ、2050年までにネット・ゼロ・エミッションを達成し、2030年までにアマゾンの森林減少をゼロにするというコミットメントを発表。日本もまた、2050年までにネット・ゼロを達成するという強力な脱炭素化の野心的な目標を掲げており、クリーン・エネルギー・ソリューションの世界的パイオニアである。両国のユニークなプロファイルは、エネルギー安全保障及び経済的強じん性を確保しつつ、世界的なクリーン・エネルギー転換を促進する上での協力の可能性を生み出している。このイニシアティブはアマゾン地域の持続可能な開発のためのものを含む環境協力におけるブラジルと日本のリーダーシップを目的としている。

1. 違法伐採、森林火災、大気汚染、その他の脅威の防止を目的とした様々なプログラムの実施を通じたアマゾンの熱帯雨林の保全と持続可能な利用の重要性、並びに緩和政策及び適応政策を含む気候変動対策の推進を強調し、双方は、国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクト及び三角協力を通じたアマゾン地域の持続可能な開発に関する協力を継続する。

2. 日本は、ブラジルのアマゾンの森林減少率を2023年に対前年比50%削減するなど、森林減少に効果的に取り組んでいるブラジルの努力を称賛。ブラジルと日本は、森林生態系の保全、回復及び持続可能な管理を強化する観点から、国際協力を強化することの重要性を認識した。ブラジルは世界の熱帯雨林の保護を促進するため、あらゆる資金源から革新的な資金メカニズムを開発するとの提案を説明した。これには「熱帯林の永遠（Tropical Forests Forever）」ファシリティーの設立や、ブラジル開発銀行（BNDES）の「修復の弧（Arc of Restoration Program）」などが含まれる。日本は、ブラジルのG20議長国下での、生態系サービスへの支払いに関する議論に関与する意思を表明した。

3. 双方は、十全性（integrity の訳）の高いイニシアティブを推進し、気候変動対策における協力の重要性和温室効果ガス排出削減への貢献を認識することにより、気候変動対策におけるパートナーシップを強化する可能性を探ることで一致した。

4. ブラジルと日本は、防災の重要性について一致し

た。この観点から、双方は、「強靱な街作りのための土砂災害構造物対策能力向上プロジェクト」の進展を歓迎した。

5. このイニシアティブの下でのブラジルと日本の二国間協力を拡大するため、双方はまた、ラテンアメリカ以外の地域を含む第三国向けの森林管理プロジェクトを通じて三角協力を促進することで一致した。この文脈で、双方は、ブラジル協力庁（ABC）とJICAが主導する、リモートセンシング技術を用いた森林保全に関する、「地球観測データキューブに係る国際研修・アマゾン流域地域におけるパイロットプロジェクト」を通じた太平洋諸国向けのオンラインセミナーを歓迎した。

6. 双方は、官民双方の環境協力をより高いレベルに引き上げ、SDGsを達成することの重要性を認識し、公共投資の強化の必要性を確認するとともに、気候変動投資促進プロジェクトのような民間投資ファイナンスの進展を歓迎した。双方はまた、TSUBASAプログラムなど、環境協力分野におけるブラジルと日本のスタートアップの活用へのさらなる支持を表明した。

7. 双方は、2024年にセラード開発50周年を迎えることを想起し、セラード開発プログラム（PRODECER）を通じた日本のブラジルに対する長年の開発協力を認識し、劣化農地の改良と当該地域における持続可能な農林業生産システムの促進を通じて、食料安全保障、森林保全、持続可能な開発を確保することを目的とした協力を強化する目標を表明した。そのため、双方は、JICA、ブラジル連邦共和国農畜産省、ブラジル農業研究公社（Embrapa）及び農業開発・家族農業省の間の協力覚書の署名を歓迎した。

以下、アマゾン地域におけるアグロフォレストリー分野での二国間協力、「アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト」を推進することへのコミットメントなど具体的なプロジェクトに触れて、ブラジルと日本が、野心的な気候及び持続可能な開発の目標を達成する上で最前線にいることを世界に示すものである、とした。

前述のように、ブラジルはアマゾン森林の資源大国で、来年開催される気候変動枠組み条約COP30はアマゾン地域のベレンで開催される。森林ガバナンスに関する議論が注目されるだろう。

森林・林業白書レクチャー

報告：林業経済研究所フェロー研究員 上河潔

<司会>

鈴木敦子日本林政ジャーナリストの会副会長

この6月に閣議決定されたばかりの令和5年度森林・林業白書について、林野庁の執筆担当者からお話を聴く。今回白書は岸田総理の発言を受けて具体的な取りまとめが急がれる花粉症対策が目玉になっている。講師は林野庁林政部企画課年次報告班の中村誠課長補佐。お忙しいところ、私どもの勉強会のために駆け付けていただき感謝する。

<まとめ>

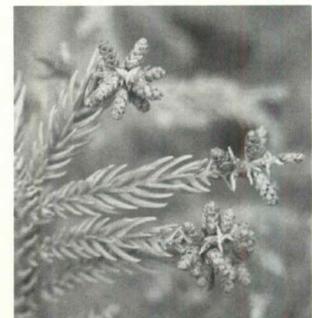
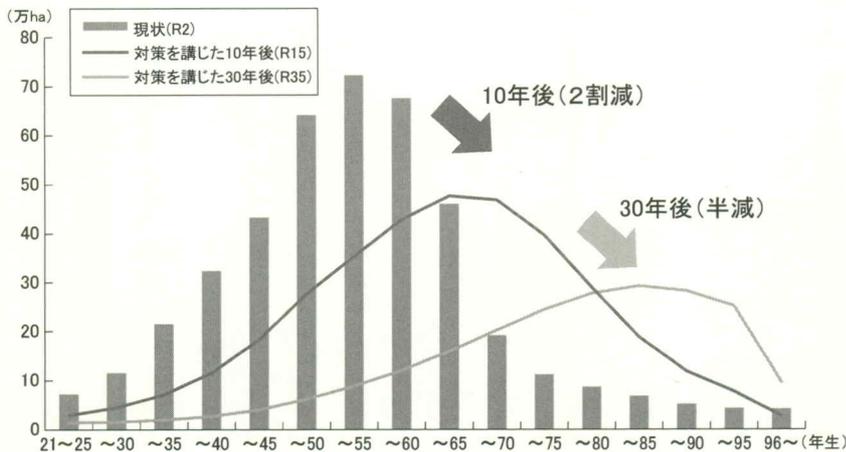
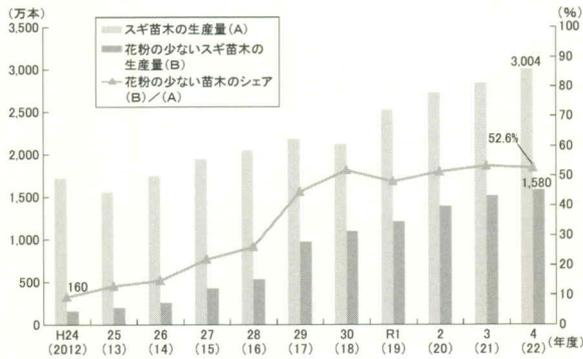
上河潔事務局長

2024年版の森林・林業白書特集は「花粉と森林」である。スギ花粉等によるアレルギー疾患は国民を悩ませる

社会問題になっている。岸田総理の国会での発言を契機に、令和5年4月に「花粉症に関する関係閣僚会議」が設置され、同年5月に「花粉症対策の全体像」において花粉発生源対策を加速させる道筋が示された。目標として、10年後には花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少させ、約30年後には花粉発生量を半減する。そのために、重点区域(98万haのスギ人工林)等での伐採・植替え等の加速化、スギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大などを総合的に推進することとしている。花粉発生源であるスギ人工林の伐採増加により供給過剰になってスギ材価格が下落すれば、林業全体に悪影響を及ぼすため、出材増加に即応したスギ材需要の拡大が強く求められるだろう。

白書はトピックスの筆頭に、令和6年度から課税が開始される森林環境税と森林環境譲与税の取組状況を報告。山村地域への配分割合も増加し、当初は基金造成などに回っていた取組状況も改善された。しかし、目的税として国民全員から1千円を徴税する以上、都道府県、市町村での取組状況を国民にわかりやすく開示する必要があるだろう。

トピックス2点目としてクリーンウッド法の改正について報告。平成29年に施行された合法伐採木材の流通及び利用を促進するクリーンウッド法は、5年経過後も登録木材関連事業者数が伸び悩んでいる。取組を強化するた



めの改正が令和5年に行われた。

トピックス3点目としては「デジタル林業戦略拠点」。航空レーザ測量やICT技術により、森林資源情報のデジタル化が進んできているため、産官学が地域一体となって林業活動に活用する「デジタル林業戦略拠点」として、北海道、静岡県、鳥取県の3地域で取組が開始された。同4点目はG7広島サミットにおいて、持続可能な森林経営・木材利用に言及されたことが紹介されている。同5点目は1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」の被害状況とその対応について。マグニチュードが7.6で森林関係の被害総額は226億円。家屋の被害は11万戸に及び、建築年代が古い木造建築物が倒壊又は大破した。林野庁は、国直轄による山地災害復旧事業の実施を決定し、「奥能登地区山地災害復旧対策室」を金沢市に開設。

白書本体の中では、森林の多面的機能がSDGsや2050年カーボンニュートラルの目標達成に寄与することや、林業イノベーションを推進するために「森ハブ・プラットフォーム」を開設したこと、森林分野においてJ-クレジットの認証量が大幅に伸びたこと、CLTなどによる非住宅・中高層建築物における木材利用が進んでいることなどが記述された。

林野庁側からの説明に対して、出席した会員から、令和6年度から徴税される森林環境税が国民の一番の関心事項であるにも関わらず、花粉対策を特集として取り上げた理由について質問があった。これに対して「確かに森林環境税が直近で国民の一番の関心事項となっていることは事実だが、一方で、昨年4月に花粉症に関する関係閣僚会議が発足し、花粉症に対する総合的対策が開始され、森林整備や林業全体にわたる幅広い内容を含むので、特集として取り上げた。森林環境税についてはトピックスで詳細に記述した」との回答があった。また、近年、里山の広葉樹林が放置され、常緑広葉樹となって林床も暗くなり、生物多様性も損なわれている問題について質問があった。これに対して、「確かに、里山の広葉樹林が放置され、カシノナガキクイムシによるナラ枯れが進行するなど、大きな問題となっていることは認識している。環境省は、生物多様性を保全する観点から、人の手が加わった自然にも価値を見出して里山イニシアティブを推進しているし、林野庁も、里山の広葉樹林の手入れに対して交付金による助成を行っている」との回答が

あった。さらに、近年、林野庁、都道府県、森林組合などによってデジタルの森林資源情報が整備されるようになってきているが、連携がよく取れていないうえに、その提供方法が異なっているため現場で苦労している問題について質問があった。これに対して「確かにそのような問題があることはよく認識している。林野庁計画課を中心にその改善に努めている」との回答があった。森林・林業に関する最新の動向を把握することができて、大変に有意義な研究会となった。



日本林政ジャーナリストの会 (JEJA)

令和6年度第2回研究会

日時：令和6年度6月12日(水) 15:00~17:00

場所：学士会館(東京都千代田区神田錦町3-28)

講師：林野庁林政部企画課年次報告班 中村誠課長補佐

講題：令和5年度森林・林業白書について

<参加者・届出順>

滑志田隆 日本林政ジャーナリストの会会長(毎日新聞OB) / 上河潔 林業経済研究所フェロー研究員(林野庁OB) / 藤原敬 林業経済研究所フェロー研究員(林野庁OB) / 塚田健太 毎日新聞 / 上松寛茂(共同通信OB) / 鈴木敦子 環境リレーションズ研究所理事長 / 堤哲(毎日新聞終身名誉職員) / 米倉久邦(共同通信OB) / 武田俊一(毎日新聞OB) / 沢田治雄 大日本山会副会長(森林総合研究所OB) / 本郷浩二 全国木材組合連合会副会長(林野庁OB) / 松崎秀樹(時事通信OB) / 沖永篤郎 創樹社ハウジングトリビューン副編集長 / 今藤洋海(農林水産省OB)

プロムナード

まとめ 上河潔／滑志田隆



森林環境譲与税 市町村の活用事例

林業改良普及双書 No.207 全国林業改良普及協会 編

2019（令和元）年 9 月に譲与を開始した森林環境譲与税の市町村の実践事例を紹介。環境譲与税の活用取組は多岐にわたり、各自治体ならではの特徴や工夫が見える。林野庁の解説をはじめ、「森林整備」「人材育成・確保」「木材利用・普及啓発」「自治体間連携」のカテゴリごとに整理した。

【解説編】森林を活かすしくみ 森林環境税・森林環境譲与税。自治体の活用状況と林野庁の取り組み。林野庁森林利用課森林集積推進室。森林環境税と森林環境譲与税の仕組み。森林環境譲与税の取り組み状況。林野庁による活用促進に向けた取り組み。

【事例編 1 森林整備】●鹿児島県始良市。森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度に基づく市経営管理事業の実施。●長崎県対馬市。地域の課題と森林環境譲与税の活用—林地残材の活用や作業道補修支援—。●北海道標茶町。2つの国立公園と1つ国定公園の貴重な自然

を守る。●茨城県水戸市。森林環境譲与税を財源としたナラ枯れ被害対策。●山口県阿武町。森林環境譲与税を活用した竹林整備。●石川県七尾市。森林環境譲与税を活用した林地地番図の整備。

【事例編 2 人材育成・確保】●神奈川県相模原市。森林環境譲与税を活用した「さがみはら林業の人材育成・担い手の確保事業」●高知県仁淀川町。森林環境譲与税を活用した仁淀川町独自の研修制度—担い手の確保・育成により林業成長産業化地域を目指す。●大分県杵築市。森林環境譲与税を活用した林福連携による苗木生産者支援。

【事例編 3 木材利用・普及啓発関係】●東京都日野市。市の木材利用推進方針に基づいた公共施設木質化。森林環境譲与税を財源に市立体育館建替で多摩産材利用。●栃木県益子町。森林環境譲与税の活用で小学生対象の普及活動。「アカマツ復活プロジェクト」で益子焼の未来を拓く。

【事例編 4 自治体間連携】●千葉県山武市。浦安市と山武市の連携による森林整備の実施について。●長野県箕輪町。長野県箕輪町と東京都豊島区の自治体間連携による森林整備の実施。「としまの森」事業開始までの経緯。



環境省「自然共生サイト」

野村不動産 G「小規模モザイク状皆伐」を紹介

生物多様性の保全は企業経営にとっても重要な課題の一つである。野村不動産グループでは、東京都・奥多摩町の森林(実測面積約 130ha)を取得し、『つなぐ森』と名付け、循環する森づくりと事業活動を連動させる「森を、つなぐ」東京プロジェクトに取り組む。

同社はこれまでも建物の「省エネ」「低炭素化」「再エネ」の推進など CO₂総排出量の削減に向けて取り組んできた。生物多様性の観点でさらなるサステナビリティ推進に向けて活動。▽主要事業エリアの自然の循環の中で重

要な役割を果たす『東京の森』に着目した。伐採に適した時期を迎えながらも、輸入材の増加などを背景に放置される樹木が多い。放置された森林では地面まで太陽の光が行き届かず下草が成長しないため、生息できる生物種が限られている。土壌が脆弱になり土砂崩れの原因にもなる。さらに、樹木の高齢化によって CO₂吸収量が落ちる。そこで、生物多様性の保全にも貢献する『つなぐ森』での循環する森づくりと、東京都心部での不動産開発などによる木材活用とを連携させた「ランドスケープアプローチ」による不動産デベロッパーならではのプロジェクトに取り組む。

森林総合研究所

「森林による防災・減災技術の国際展開」セミナー

国立研究開発法人森林研究・整備機構・森林総合研究所主催の令和5年度国際セミナー「森林による防災・減災技術の国際展開」。気候変動枠組条約においてCO₂排出削減や吸収固定に加えて、地球温暖化による異常気象災害に対するレジリエンスとして生態系による防災・減災（ECO-DRR）が注目されている。長崎屋圭太・林野庁森林整備部長が来賓あいさつ。林Jから上河潔事務局長が来賓研究者として参加した。従来のコンクリートによるGrey Approachに対して、初期費用やメンテナンスコストも安く、生態系の保全にもつながり、地域住民の参画も得やすい。日本で培われた治山事業の技術が海外の専門家から“Chisan”という言葉で言及される。

▽セッション1 阿部和時・日本大学特任教授「森林根系による防災・減災機能の科学的評価」＝森林の根系は主に浅い表土層に分布しており、鉛直根と水平根には表層の崩壊防止機能があるが、深層崩壊に対する防止効果は乏しい。しかし、浅い表層度に分布する根系の「変形抑止効果」が表層崩壊の防止に必要な役割を果たしており、ECO-DRRとして有効。

▽セッション2 日本の治山技術の国際展開として、森林総合研究所の古市剛久氏、岡本隆氏、村上亘氏から、我が国の民間企業が取り組んでいるECO-DRRとし

ての山地防災技術の海外展開、ベトナムにおける日本のF-DRR技術の適用可能性、リモートセンシングを利用した山地災害のリスク評価技術の開発についての発表があった。

▽セッション3 途上国でのF-DRR技術の適用ニーズと可能性として、ベトナム森林科学アカデミー・ベトナム森林認証事務所VFCO所長のDr.Vu Tan Phuong氏からベトナムにおける森林を基盤とした自然災害軽減の現状と課題。タイ・バンコク・カセサート大学森林学部正教授のProf.Dr.Yongyut Thisurat氏からタイ・ナン県における森林生態系サービス向上のための総合的土地利用シナリオ、フィリピン保全イノベーションセンター（CCIPH）ECO-DRRプロジェクトコーディネーターのMs.Sunshine Telio氏から森林再生とアグロフォレストリーを通じた地域社会の回復力の強化、FAO森林局森林強靱化チーム・フォレストリオフィサーの小西力哉氏からFAOプロジェクトを通じたF-DRRの主流化という発表があった。

上河潔感想 「セッション4のパネルディスカッションで意見交換や質疑応答が行われことが意義深い。日本の治山事業はECO-DRRそのものであり、令和6年度治山事業予算の重点事項にもなっている。また、JICAなどのイニシアティブにより、海外で治山技術がECO-DRRを推進する重要なドライバーとして国際展開していることを心強く思った」。



持続可能な森林フォーラム

「地球環境の視点」への高評価

藤原敬・林J幹事（企画担当）が運営する「持続可能な森林経営のための勉強部屋」が各方面で高い評価を得ている。電子版ニュースレターを通じ「日本の森林と木材の将来像」を問い続ける。「気候変動問題から見た森林-IPCCの報告書とCOP28を踏まえて」と題する「勉強部屋Zoomセミナー第5回報告(2024/2/5)」の内容が特に好評だった。

条約締約国会合COP28の総括報告を行い、国際議論の内容を理解するうえで大切な用語説明についても検討。ゲスト講師は公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)で生物多様性と森林領域を研究する山ノ下麻木乃さん。過

去に「気候変動について今伝えたい10の重要なメッセージ」というイベントで「持続可能な土地利用は気候目標達成に不可欠である」とインパクトのある報告を行ってきた。気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）の報告書に何が記載されているかを共有し、「森林吸収量は緩和策なのか?」「適応策としての森林林業対策は?」「相乗効果は良いことばかりでないのでは?」などを問題点に据えた。

温室効果ガス削減を考える上で「なぜ、農林業・その他の土地利用（AFOLU）セクターはユニークなのか?」という問いに対しては以下の説明が紹介された。「それ自体がセクターとして排出量を削減」「大気中から意味のある量の炭素を比較的安価に除去（吸収）」「エネルギー産

業、建築環境などの他セクターの緩和を可能にする原材料を提供（木材・バイオマスエネルギー）」「農林業その他土地利用(Agriculture, Forestry and Other Land Use (AFOLU)が適切に実施されれば、気候変動適応に貢献」「大規模な生物多様性の損失、環境悪化とそれに伴う影響など、人類がこれまでに直面した深刻な課題と密接に結びつく」などである。

AFOLU は土地管理に関係し、地球の陸地面積のかなりの部分を利用しているため、土壌、水質、大気、質、生物学的・社会的多様性、自然生息地の提供、生態系機能に大きな影響を与え、結果として多くの SDGs に影響を与えている。

<気候変動の現状と傾向> 「気候条件及び影響の変化

は、(1850～1900 年を基準として) 観測 (1900～2020 年) 及び予測 (2021～2100 年) された。2030 年の世界全体の GHG 排出量予測では、気温上昇が 21 世紀の間に 1.5°C を超える可能性が高く、2°C より低く抑えることが更に困難になる可能性が高い。

<2023 年 IPCC 第 6 次報告書>7 冊公開中。第 1 作業部会報告書に加えて特別報告書 (1.5°C 特別報告書、土地関係特別報告書、海洋・雪氷圏特別報告書) がある。第 2 作業部会(WG2)報告書 (影響・道心・脆弱性)。第 3 作業部会 (WG3)報告書 (緩和) 及び統合報告書。

*

「持続可能な森林経営のための勉強部屋」へのアクセスは <https://jsfmf.net/>



国有林野事業技術開発委員会

新目標は「長官指定、技術開発パワーの強化策

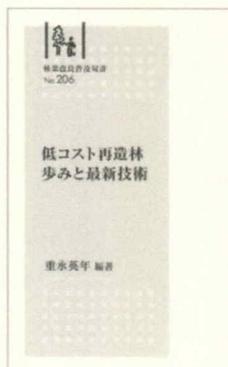
令和 6 年度実施の「新たな国有林野における管理経営基本計画 (管理経営基本計画)」に対応するため、国有林野事業における技術開発基本目標 (技術開発基本目標) 改正等について審議。林 J から滑志田隆会長が意見具申を行ない国有林野事業技術開発実施要綱 (実施要綱)、国有林野事業技術開発委員会運営要領 (運営要領) に大幅な見直しを求めた。

日本列島の森林面積の 3 分の 1 を占める国有林野の行政は特別会計から一般会計に移行したのに伴い、新たな管理経営基本計画の充実化を求められている。「国民の森林」の理念を実現するため、「その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく」ことが重要課題となっている。

技術者集団としての国有林野の使命を明らかにする今回の目標改正により、①技術開発に係る成果の活用や普

及・定着を一層強化する、②必要性が高く、早期に実施すべき重要な課題を選別して重点的に取り組む、③これまでの均一的な取り扱いを改め、目標に「軽重」をつける——と方針決定された。また、東京霞が関の本庁と地方管理局の間には、技術開発課題の評価の重複等があることから、事務の効率化を進めて本庁と局の役割等を見直すことも指摘された。

具体的には、地球温暖化防止や生物多様性保全、花粉症対策などの国有林全体で横断的に取り組む必要があると考える課題については「技術開発統一課題」として長官が設定、各局が横断的に実施する仕組みを新設する。これまでの重点課題は各地方局が設定した技術開発課題の中から選定していたが、新設の要綱により「統一課題は長官が設定」「全局で横断的に実施し、調査結果のとりまとめは本庁で実施」という新機軸が打ち出された。令和 6 年度の本庁技術開発委員会で全体計画の審議をしたうえで、7 年度から 5 年間の予定で各局が技術開発に取り組む計画である。



全国林業改良普及協会

低コスト再造林の解説書

人工林主伐の時代を迎え、再造林のコスト削減が重要な課題となっている。林業改良普及双書№206『低コスト再造林。歩みと最新技術』は、この10年間の研究成果を特集し

「新しい林業」の実践策を考究。編者は国立研究開発法人森林研究・整備機構の重永英年・植物生態領域長。9章構成。低密度植栽、下刈省略、エリートツリー等の導入、シカ被害に対応する育林的手法、GIS (Geographic Information System) と連携した施業計画の立案支援ツール、などを紹介。ビッグデータと機械学習を利用した樹高成長の定量評価についても解説。新書版・本文 204頁。定価 1452 円。購読申し込みは全林協TEL03・3500・5030。



森林総合研究所研究紀要 (2024 春)

札幌市の野生ハナバチ類 40%減

世界規模で人間の活動に関わる複数の要因によって野生ハナバチ類の多様性と個体数の減少が懸念されている。北海道札幌市の樹林を含む緑地で、1959年から野生ハナバチ類を同じ方法で採集した結果、総個体数を過去(1959年、1979年、1989年)と現在(2018年、2019年)で比較すると41%~50%減少していた。▽北海道大学植物園(約13ha)と同札幌キャンパス(約180ha)のそれぞれにおいて、2週間に1度決まったルートを歩き、咲いている花を訪れている個体を直接採集するという方法で調査した。採集された16属の野生ハナバチ類の個体数を調べたところ、60年間に植物園では50%減、札幌キャン

パスでは41%減と、ヒメハナバチ属やコハナバチ属をはじめとする多くの属で顕著な減少が確認された。国内での野生ハナバチ類の組成や個体数の長期的な記録の発表は今回が初めて。今後、この野生ハナバチ類の減少がどのような要因によって引き起こされたのかをさらに調べていく必要がある。Ecological Research においてオンライン公開。論文名*Wild bee surveys across 60 years reveal remarkable reduction of bee abundance in urban green areas in northern Japan (60年にわたる調査が北日本の都市緑地における野生ハナバチ類の著しい減少を明らかにする)。著者名(所属)永光輝義(樹木分子遺伝研究領域)、稲荷尚記(北海道大学)、松村雄(那須塩原市)、中村祥子(多摩森林科学園)、滝久智(生物多様性・気候変動研究拠点)。



日本森林学会

公開シンポジウム「楽しい林業・元気の出る林業」

東京農業大学世田谷キャンパス百周年記念講堂で開催。林Jから上河潔事務局長が参加し、概要報告を会員向けFB配信した。佐藤宣子九州大学農学研究院教授が「森林と人の新たな関係性を求めて～若者はなぜ森林と林業に向かうのか～」との主題で基調講演。内容＝戦後の拡大造林を支えたのは自伐(農家林家)第1世代。継承したのは定年後にUターンした自伐第2世代。それを継承したのは都会から移住したIターンの自伐第3世代(自伐型林業)の若者であった。第1世代、第2世代は山林を所有しているが、第3世代は山林を所有していない。新しいライフスタイルを求める自伐型林業である。

林業は農業よりも副業に適している。全国で自伐型林業の取り組みが広がっているが、林業の主流にはなりえないという批判的な見方も多い。しかし、新しい感覚を持つ若者が林業に参画してくることは、伝統にとらわれない新しい林業の形を切り拓くものとして前向きに捉えるべきではなかろうか。

▽(株)グリーンエルム代表取締役の西野文貴氏(林学博士)「森の設計士(Forest Architect)が描く森林業について」。講演内容＝森林の機能には、防災と生態と景観の3分野があるが、それが重なるところが持続的森林経営。文献調査、植生調査から潜在自然植生を推定し、それを踏まえた植栽樹種を選定、種子を採取して苗木生産を行い、植樹した後は管理・モニタリングを行う。その土地に適した森を設計できるのが「森の設計士(Forest

Architect)。

▽ (株) 東京チェーンソーズの飯塚潤子氏「林業をもっと自由に！」。講演内容＝同社は東京都檜原村を拠点に2006年に設立。社員30名。全員が村外出身者で、平均年齢は36歳。「林業をもっと自由に！」を社是にして、林業に縛られず、同時に林業に徹底的にこだわった林業会社を目指す。林業をもっと自由にすれば、森の価値を最大化できる。FSC 森林認証を取得して環境と経済の両立を目指している。

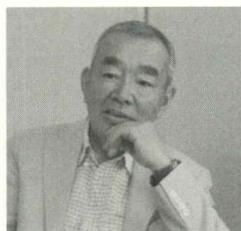
▽ (株) 山共の田口房国氏「森林レンタルから見た森林経営」。講演内容＝岐阜県東白川村で林業、製材業を行う。新型コロナウイルスの影響でキャンプ需要が増大し、都会の人が山林を購入する動きが出てきた。自社有林をレンタルする事業を起ち上げた。

上河氏感想 林業を巡る状況には依然として厳しいものがあるが、従来の林業の概念にとらわれない新しい林業を目指す動きが始動していることに、未来への明るい展望を確信させるシンポジウムだった。



国土緑化推進機構

第33回「みどりの文化賞」



5月11日イイノホールで開催した森と花の祭典「みどりの感謝祭」式典で表彰。受賞者は作家の塩野米松氏(77)。名誉総裁(佳子内親王殿下)の表彰状と国土緑化推進機構会長(額賀

福志郎・衆議院議長)の賞牌・副賞が授与された。

塩野氏は1947年、秋田県角館生まれ。東京理科大学。全国各地を旅して漁師や職人の聞き書きを行い、失われゆく伝統文化・技術の記録に精力的に取り組む。著書に

宮大工棟梁らの聞き書き『木のいのち木のこころ』ほか、『木の教え』『手業に学べ』『不揃いの木を組む』『屋久島の山守千年の仕事』など。創設に深く関わった「聞き書き甲子園」(事務局:NPO法人共存の森ネットワーク)は22回を重ね、高校生が日本のさまざまな地域で暮らす森・川・海の名人たちについて一対一で「聞き書き」している。その成果1500件超はデータベースとして公開中。

「みどりの文化賞」は平成2年、国民の祝日「みどりの日」が制定されたことを記念し、国土と新しい森林文化の創造に役立てるため、緑や森林に関して顕著な功績のあった個人または団体を顕彰している。審査には林Jから滑志田隆会長が選考委員の一人として関与した。



日本林野測量協会

林業のデジタル化・イノベーションの推進

航空レーザ計測を始め、地上レーザ、UAV(無人航空機)、光学衛星画像、航空写真など様々なリモートセンシング技術を組み合わせることを推進している。林業イノベーションの時代に確実な役割を果たそうとしている。黒川正美会長は「森林分野における航空レーザ測量の活用と解析データのオープン化が重要である」と強調する。

ICTを活用した資源管理や生産管理を行う「スマート林業」が実現できるかどうかは測量技術の革新にかかっているととも言えそうである。解析成果をオープンデータ化することで、行政と民間が連携して一体となった林業DXを実現することができるだろう。

都内で開いたシンポジウムでは林野庁森林利用課の宮内宏志課長補佐(森林利用指導班)が「森林境界の明確化について～リモートセンシングデータを活用した明確化の取組」の課題で基調講演し、国産材の安定供給と効率的な森林施業を進めるために所有森林の境界明確化が極めて重要であることを指摘した。そのためには林野庁の森林境界明確化活動と国土交通省の地籍調査の連携が不可欠である。その実施にあたっては、航空レーザなどのリモートセンシングデータの活用が有効であり、森林所有者の現地立会や説明会で確認・合意形成に役立っている。

航空レーザ測量の成果を用いることによって、地表の微地形と森林の樹冠高及び樹頂点が把握できるため、立木密度、相対幹距比、収量比数、地利級、境界明確化、山地災害危険箇所抽出、路網計画などの情報を得ること

ができる。アジア航測（株）森林ソリューション技術部・北村拓氏は「リモートセンシングデータを用いた森林境界の明確化の関する取組」の事例紹介を行っている。また、株式会社パスコ事業統括本部森林プロジェクト推進部・斎藤昌氏の「航空レーザ測量成果の活用とその公開について」の考察も有益だ。

リモートセンシングデータを用いた森林境界の明確化

にあたっては、森林境界情報保全図(筆界案)の作成が必要だ。自治体に公図、登記簿、森林計画図、航空写真オルソ画像などを用意することが求められる。森林境界の明確化を測量事業者が実施することで、位置精度を意識した調査が可能になる。しかし、一部の都道府県では森林境界明確化のマニュアルはあるものの、全国で統一されたマニュアルがないことが課題となっている。(上河潔)



国産材を活用し 日本の森林を守る運動推進協議会

「立木市場の構築」キャンペーン

人工林資源の多くが成熟期を迎えている中、国産材製材等の製品価格の上昇に対して、立木価格は低迷したままだ。このため、森林所有者の林業経営意欲の低下により伐採後の再造林が思うように進んでいない。このままでは今後、国産材需要が広がっても、木材流通の継続性が危ぶまれる懸念が高まる。

そんな中、「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」は「森林所有者の林業経営意欲を高め、再造林の適切な実施に繋がるよう持続可能な林業経営に必要なコストが考慮された立木取引を見える化する必要がある」との主張を展開している。肥後賢輔・同協議会事務局局長は林業関係者向けの専門誌『現代林業』6月号で立木市場構想の目的と概要を熱く解説している。

「立木市場の構築」の概念は、再造林費を含めた価格

で民有林の立木を売買するためのシステムを目指しており、森林所有者が再造林経費などに自らの収入となる利益分を上乗せして最低価格を設定し、「持続性が担保された木材」を求める需要者とインターネット上で取引を行う仕組みを提唱。再造林が約束されることで「持続性が担保された木材」という新たな価値を持つ木材の流通システムを構築する考え。このため、売買された立木の伐採地について、買い手側が植林状況を確認できる仕組みを導入。これにより、適正価格で立木の売買が透明かつ効率的に行われる。

「立木取引市場」の最大の目的は「持続的な林業経営と国産材の利用拡大の促進を両立させる」ことにあるという。2024年度からはモデル地区で試行事業を行い、軌道に乗れば本邦初のオープンな立木売買の場が実現することになる。同協会は「この新たな取組が、森林所有者や林業関係者にとって有益なものとなる」と発信強化につとめている。(滑志田隆)

林J会員
活動

アラカルト



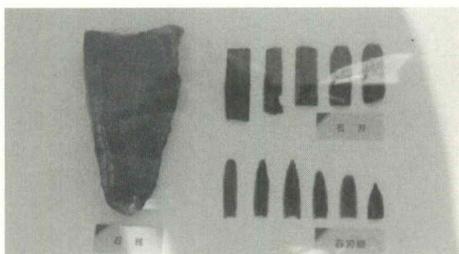
❖松尾誠之氏（北海道農業ジャーナリストの会）投稿 「林住庵余滴」で北方民族を考察

北海道には環オホーツク海居住の民族が大きく分けて3回渡来した。1回目は大陸と北海道と地続きだった時代のマンモスハンターといわれる後期旧石器人で3万年前に来道して1万8千~1万4千年前に広がった後期旧石器文

化人である。2回目は縄文時代早期の7千500~7千年前にやってきて道北や道東に広がった石刃鏃(ぞく)文化人。この文化はアムール川流域やサハリンにも分布していた。3回目が米村喜男衛の発見したオホーツク文化人の渡来であり、5~10世紀に道東北に広がった。これら北海道の先史文化は、北からの文化の波を受けながら形成されたのである。

昨年末に開催された「北海の古代世界とオホーツク文化」というフォーラムでは、オホーツク文化の先端の研究者による講演と発表・討論があり、今もワクワクしながらトレースしている。特に興味深かったのは北大医学研究院の久保大輔准教授の発表であり、礼文島浜中2遺

跡から出土したオホーツク文化人の人骨の全ゲノム解析が終了し、どのように祖先が混合していったのかが推測できるようになった。【写真説明】 網走市郷土博物館展示資料。右上段が石刃、下段が石刃鏃。



❖ 上河潔氏 林業経済研究所フェロー研究員/投稿 林業「海外事情」のFB 報告

＜オーストリア森林フォーラム in 東京＞

2月26日江東区新木場の木材会館、オーストリア大使館商務部主催イベントに参加した。オーストリア農林・地方・水資源管理省のノルベルト・トッチュニグ大臣から挨拶。林野庁の福田淳森林利用課長が「日本の森林・林業政策—オーストリアからの教え」と題して基調講演＝日本でオーストリアの森林政策を初めて学んだのは、岡山県出身の緒方道平（1848～1925）。1873年万国博覧会」の担当者としてウィーンに滞在後、林学を学ぶことを命じられマリエンブルン王立農林専門学校に6か月留学。帰国後にオーストリア森林法（1852年策定）を翻訳した。これは日本で最初に翻訳された森林法規であり、これらを参考に1897年に日本は森林法を制定。▽2009年に農林水産省は森林・林業政策の改革に向けて「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率50%以上を目標に掲げて、施業の集約化、路網の整備、機械化の推進、人材の育成、木材利用の拡大を重点事項としたが、その策定にあたっては、オーストリアの森林政策を参考にした。

オーストリアは、国土の47%が森林であり、その81%が民有林。製材、集成材、CLTなどの木材産業が先進的で、森林・林業・木材産業のバリューチェーンが発達しており、多くの木材製品が輸出されている。

感想 オーストリアの森林・林業関係の民間企業のプレゼンテーションがあり、バイオマス発電、高性能林業機械、苗木生産、大断面集成材、バイオテクノロジー、水力発電などの発表が興味深かった。家族経営の中規模企業が多いにもかかわらず、世界中にビジネスを展開しているのが特に印象的である。日本でも、もっと森林・

林業・木材産業に関連した先進的な企業が生まれてほしいと強く思った。この分野において日本とオーストリアの協力と共創には大きな可能性があることを確信して会場を後にした。

＜ベトナムの木材資源に期待＞

5月13日、品川の東京マリオットホテルで開催されたバイオマス発電事業者協会&ベトナム木質ペレット協会（Vietnam Wood Pellets Association）主催「木材利用に関するラウンドテーブル・セッション」に参加した。公益財団法人自然エネルギー財団の相川高信氏のOpening Remarksに続いて、ベトナム林業局局長のDr.Tran Quang Bao氏から、ベトナムの木質ペレットの原料となる木材の合法性と持続可能性に関する規制について説明があった。ベトナムには400万haのアカシアやユーカリの早生広葉樹植林地があるという。2023年には460万トンの木質ペレットが輸出されたが、その60%の280万トンが日本へ。36.6%の171万tが韓国、3.3%の15万5千tがEUに輸出された。EUの新しい木材規制や米国のレイシー法に対応するため、天然林の伐採は禁止されている。

感想 ベトナム政府は、自国の木材の合法性・持続可能性ガイドラインと、日本の木材の合法性・持続可能性ガイドラインの整合性を図ることを目指している。この分野で、ベトナムと日本の協力関係が強化されることを強く期待する。ベトナム林業局と日本の林野庁の間で「森林及び木材利用に関する覚書」が締結された。気候変動、天然林の保護、生物多様性の保全、森林の回復、災害の防止、新技術の導入、人材の開発などの8項目の中に、木材の合法性・持続可能性の確保という項目もある。バイオマス発電事業者協会とベトナム木質ペレット協会の協力関係がより一層発展することを祈念する。

❖ 鈴木敦子氏 環境リレーションズ研究所理事長/投稿 東京の中小企業の底力に期待

東京都の「東京の中小企業振興を考える有識者会議」委員として発言を続けている。東京の企業数は約42万4000社で約99%が中小企業。従業者数は約960万人で、全国の約17%を占める（「東京の産業と雇用就業2023」東京都産業労働局）。日本の従業者の約7割は中小企業で雇用されている（令和3年経済センサス）。

3年前に委員を拝命してから、私がずっと言い続けているのは「この大きなポテンシャルを社会課題解決に活用しない手はない」だ。特に脱炭素について声を大

きくしたい。

東京都は2050年にCO2排出実質ゼロの達成に向けて、「2030年までに温室効果ガス排出量を2000年比で50%削減する」という目標を掲げている。中小企業の温室効果ガス（GHG）排出量は12億t～25億tと推計され、日本全体のGHG排出量の内1割～2割弱を占める。更にその内訳を見ると、産業部門が35%、業務部門（商業・サービス・事業所等）が65%（2010年版中小企業白書推計）で、むしろ非製造業の排出量が多いとされている。この層がどうやってCO2削減していくのか？私は「踏み込んだGX（グリーントランスフォーメーション）推進策の必要性」を強く訴えていきたい。

◆戸川覚氏（フリー写真家、森羅万象の会代表）

「森林の癒し効果」の現地研究

（記・滑志田隆）

林J幹事の戸川氏は日本旅行作家協会理事でもある。全国各地の森林セラピーロードを探勝する会の世話人も兼ねる。森林医学界の代表者で林J講師も務めた今井通子氏（日本山岳会員）を指導者に迎え、4回目の現地研究会を主宰した。

舞台は東京近郊の丹沢山塊（神奈川県）に隣接する里山地帯だ。1泊2日の行程に同行取材を許された。6月13日（木）午前9時、小田急線本厚木駅に集合。参加者10人。

山歩きが不得意そうな70歳以上の高齢者を主体にした集団が、東丹沢・大山の麓「七沢森林公園」（厚木市）を

訪問した。ここは国定公園に隣接する里山を丸ごと保全利用する「都市公園」。神奈川県が管理し、広さは65ha。

森林セラピーは登山やハイキングとは異なる手法の「森林と人間の関わり方」。今井氏は「森の中で過ごす時間を重要視することがポイント。自分自身の心と対話してリフレッシュしてください」と参加者らを指導した。森の入り口で心拍数や血圧を測定し、さらに各人のストレス度を自覚するためのアンケートを実施した。

散歩コースに出て、ムラサキシキブやネジバナなど低山の花を観察しながら、標高50～150mを歩いた。ターキッシュアップルのハーブティーに癒され、森から「パワー」をもらった高齢者たちは、自らの生理機能の改善を自覚してご満悦。この後、「金井酒造」「名水はだの富士見の湯」を訪問し、セラピー効果について話し合った。

2日目の14日（金）は表丹沢「蓑毛・春嶽コース」（秦野市）へ。地元の森林セラピーガイドさんたちの案内を受け、金目川の清流の音を聞きながら標高248～488mを歩いた。水源地と呼ばれる広場で休息し、ホトトギスやヤマガラの鳴き声に耳を傾ける。樹間ハンソックを利用して心身をリフレッシュする。誰の目にも緑の輪郭が一層大きく見えてきた。

木造の旧家屋で行った「感想ふりかえり会」では、ハーブ（日本ハッカ）入りの足湯も登場。さまざまな方法で癒されて行く自分自身を見つめることが参加者を喜ばせた。戸川氏は「森の力」で人間の“五感”を再生・洗練させる森林セラピーは新しい産業にもなり得る。また、地方自治体には森林環境譲与税の使途として大きな可能性を持つ」と力説した。



執行3役の つ・ぶ・や・き



林政関連の多様な情報をウォッチ

日本記者クラブで開催された第46回定期総会が無事に終了した。2023年度の活動報告が了承されたが、業務・会計監査では共同取材費が予算を大きく上回ったことが指摘された。これは、奄美・徳之島の世界遺産の共同取材で交通費の出費が大きかったためである。また、会費発行費が予算の2倍以上となったことも指摘された。これは、NO.63~No.65と3回の発行となったことと、カラー版を発行したことによるものである。いずれも、最近の活動の活発化を反映したものと快諾をいただいた。

公式ホームページの運営を開始以来、特に力を入れているのは、SNS上の森林・林業関係の最新情報を公式フェイスブックで随時掲載することである。林政ジャーナリストの会として常に最新の動向把握に注力する必要があるからである。森林・林業関係のニュースは、毎日驚くほど多い。もちろん玉石混交で、問題のある報道も多いが、それを含め、国民の関心がどこにあるのかを知ることは重要である。最近多いニュースは花粉症対策とクマ問題。いずれも会の共同取材や研究会で既に取り組んでいる。今後とも機関誌「林政ジャーナル」の内容を注視していただきたい。(事務局長・上河潔)

森林環境税の使途は知恵の出どころ

我が認定NPO法人環境リレーションズ研究所の事務所は従業員10名の中小企業であり、千代田区内の小さなビルの店子だ。このように都内の非製造業中小事業者は、殆どが自社ビルではなくテナントとして事務所を構えている。店子は省エネや断熱等CO2削減策を自由には打てない。ビルオーナーへのインセンティブが必須なのである。

森林環境譲与税の使途にも構造的な発想が求められる。新税制を上手く使って、都内中小事業者が森林保全

に動きたくなるような仕組みづくりを考えていかなければならないだろう。どのような手が考えられるか？林政ジャーナリストの会の皆様、知恵の出どころですよ！

(副会長・鈴木敦子)

林政の変遷を思う

春の命は短い。今年はずいぶんそんな気がする。花散らしの雨が降った。ベランダのテーブルは、エゴの花の落下の舞で真っ白に埋まった。雪化粧と思われたのも、束の間。落ちた花は純白から茶色に代わり、風に飛ばされて消えていった。

5月中旬に当会の定期総会に顔を出すために上京した。いつも手はずのよい上河事務局長のさばきで順調に終わった。多謝。今年度も苦労がしのばれる予定表が配られた。その中で山形県白鷹町の共同取材が目についた。ずいぶん前に、この会で訪れた。あの時のテーマは何だったか。今年のテーマを眺めて、林政の変遷を思う。

(監事・米倉久邦)

苦い薬をバネとして...

会員増を目指して林J会の知名度を上げたい。ある時、僭越を承知しながら、森林・木材関連のコンクールへの賞状提供を申し出た。大手団体の親切な常務理事の方に周旋していただいた。早速、イベントの主催責任者から「会則と会員構成、機関誌を送ってください。理事と顧問の大学教授の方々に審査していただきます」と言われ、手元にあったバックNo.数点をお送りした。いただいた御返事は「お気持ちはありがたく、貴会の事情も理解できますが、実行委の理事、顧問の皆さんの衆議で検討した結果、後援していただく事をご遠慮させていただきます」だった。心外な「不合格」通知。組織としての信用性、ジャーナリズム活動のレベルが一定水準に達していないと判断された。悔しいというか情けない思いがつのった。苦い薬を飲まされた経験から二年数ヶ月。反省点は大いにあり、執行体制を一新し編集の姿勢も改めた。自信はないが、少しは内容がレベルアップしたのではなかろうか。森林・林業関連団体の皆さんにも目を通していただき、御意見をいただきたい。(会長・滑志田隆)

林J 会務報告

2024年1月～6月

1月

5日(金) 機関誌 65号の頁建て 40頁決定。上河、城戸の両幹事より校正ゲラ受領。印刷会社に連絡(担当・滑志田)。

10日(水) 機関誌 65号のレイアウト完成(担当・海老澤)。

23日(火) 機関誌 65号の印刷完了、300部納品。市ヶ谷のJAFEE事務所にて発送事務。175部の郵送に3万円弱の支出(担当・上河)。

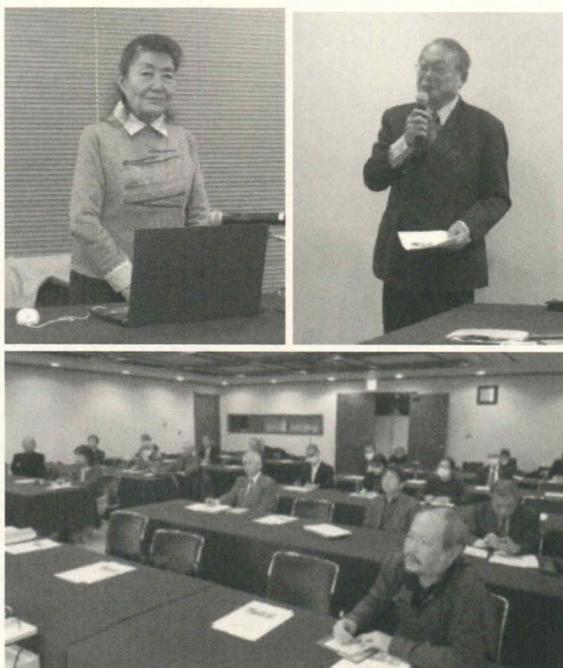
24日(水) 新春特別研究会。於・日本記者クラブ(東京都千代田区内幸町日本プレスセンタービル内)。講師として登山家、医師、今井通子氏を招請。テーマ「森林医学の現状と展望～私が森林から学んだこと～」。

26名参加。＜参加者(登録順)＞上河潔 林業経済研究所フェロー研究員(林野庁OB)、滑志田隆 日本林政ジャーナリストの会会長(毎日新聞終身名誉職員)、沢田治雄 大日本山林会副会長(森林総合研究所OB)、下柳田恵理 ラズベリーガーデン代表、上松寛茂 埼玉新聞特別編集委員、今藤洋海(農林水産省OB)、戸川覚 写真家(日本旅行作家協会理事)、古川興一 創樹社主幹、上野司郎 東亜建設工業技術部長(林野庁OB)、木下喜博 全国森

林レクリエーション協会専務理事(林野庁OB)、馬目詩乃 岳嶺社、鈴木敦子 環境リレーションズ研究所理事長、長江良明 ニッセイ緑の財団常務理事(林野庁OB)、武内賢二 ソーラーワールド代表取締役、中野志保 ソーラーワールド社員、中山聡 全国林業改良普及協会常務理事(林野庁OB)、石井勇人 農政ジャーナリストの会(共同通信) 松本芳樹 大日本山林会常務理事(林野庁OB)、前澤陽一 大日本山林会、田中香緒莉 林野庁国有林野部経営企画課地域森林計画調整官、和泉柚子葉 林野庁国有林野部経営企画課、西川希一 林野庁国有林野部業務課、堤哲 毎日新聞OB、山本悦夫 アジア民族造形学会、梶谷辰哉 SGE/PEFC ジャパン専務理事(林野庁OB)、本郷浩二 全国木材組合連合会副会長(林野庁OB)、肥後賢輔 日本林業協会事務局長(林野庁OB)。

上河事務局長FB報告=ジャーナリスト、写真家、林野庁、森林・林業関連団体など様々なバックグラウンドの方に加えて、遠方の山形県からの参加者など26名が参加。今井氏は2011年に International Society of Nature and Forest Medicine (INFOM) を設立し、森林の持つ生理学的効果の検証を推進。「人間と森林等の自然環境との間における同調(シンクロ状態)による快適性増進効果を目指す行為」は、森林サービス産業の一分野であり、これからの更なる発展を示唆した、非常に有意義な研究会となった。

25日(木) <今井講師宛の上河事務局長礼状>日本林政ジャーナリストの会(JFJA)の新春特別研究会のご講演、本当に有難うございました。また、素敵なおカレンダーをいただき、感謝申し上げます。大勢の参加者があり、活発な意見交換もできて大変に有意義な研究会になりました。B.P.Tobkin のフィトンチッドから秋山智英林野庁長官の森林浴の提唱、宮崎良文先生の森林の快適性増進効果の科学的解明から、産官学連携の森林セラピー研究会の発足「森林セラピー」、「森林セラピスト」、「セラピーロード」の商標登録、日本衛生学会内の「森林医学研究会」、IUFRO の Task Force 「Forests and Human Health」、2008年の国際自然・森林医学会(INFOM: International Society of Nature and Forest Medicine)の設立森林セラピー研究会から森林セラピーソサイエティへの動きなど、これまでの流れがよく理解できました。また、大日本山林会の沢田治雄副会長からもお話がありましたが、私は大日本山林会の理事と「山林」編集委員会委員もしております、是非、昨日ご講演いただきました森林医学の現状と展望について、原稿をいただけると



幸いです。前向きにご検討ください。よろしくお願いたします。上河潔・日本林政ジャーナリストの会 (JFJA) 幹事・事務局長。〒102-0074 東京都千代田区九段南四丁目 8 番 30 号 アルス市ヶ谷 103 号電話 03-5212-8148 Fax03-5212-8021、携帯 080-5178-1351

26 日(金) 令和 5 年度第 6 回研究会の案内発信 (担当・上河)。「直近の鳥獣保護管理行政の動向と今後の展開」～激甚化する野生鳥獣被害に対応する Wildlife Management の未来。環境省自然環境局鳥獣保護管理室長宇賀神知則氏。日時：令和 6 年 3 月 12 日 (火) 15：00～17：00。場所：林友ビル (東京都文京区後楽 1-7-12) 6F 中会議室。

主旨＝近年、野生鳥獣による森林被害面積は減少傾向にあるものの、依然として深刻な状況にあり、シカによる被害が全体の約 7 割。造林木の成長阻害や枯死、木材価格の低下、下層植生の消滅による土壌流出や生物多様性の損失などの悪影響を惹起。森林に対する野生鳥獣対策としては防護柵、防護テープや食害予防チューブの設置などに加えて、環境省と農林水産省は、2023 年度までに 2011 年度比でシカの個体数を半減する目標を設定して捕獲に努めている。野生鳥獣の保護管理を所管する環境省は、2014 年に鳥獣保護法を改正して、指定管理鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕獲等事業者に関する制度など、新たな仕組みを導入。その実施には、捕獲を担うハンターの減少・高齢化が進むなど大きな課題が山積している。。参加希望の方は、氏名、所属及び連絡先をご記入のうえで、令和 6 年 3 月 1 日までに日本林政ジャーナリストの会幹事・事務局長の上河潔 (k.kamikawa@live.jp) まで。

2 月

5 日 機関誌 65 号への高評価 (東西南北欄参照)。「会長より海老澤幹事への謝辞メール」朽木の寒さ募る頃かと拝察します。林 J65 号のレイアウトを念入りにしてください、ありがとうございました。整然としたレイアウトのおかげで内容がレベルアップしたように見える、という主旨の感想が森林整備センター、全国林業普及協会等から相次いで受信しましたので、ご報告いたします。編集担当のご努力に感謝。「ギリ貧状態に」とさえ言われる林 J 会はご承知のように高齢化と会員減のために、なんとか息をついている状態です。残る年月の共同研究、会報発行に今後ともよろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。

14 日 市ヶ谷 JAFEE にて幹事会。＜議題＞日本林政ジャーナリストの会 (JFJA) の今後の進め方について＝「世代交代を意識しつつ、新年度の役員構成をスリムで効率的な形に整える」との会長方針を確認し、役員候補の意向を聴き取り調査にかかる (担当幹事・滑志田)。当面の活動予定について＝事務局作成の草案 (1 月 23 日付) を基に審議し、令和 5 年度の研究テーマ「森林環境税による新しい林業の展開 (仮)」を内定。

12 日(火) 文京区後楽の林友ビル 6F 中会議室にて令和 5 年度第 6 回研究会「直近の鳥獣保護管理行政の動向と今後の展開～激甚化する野生鳥獣被害に対応する Wildlife Management の未来～」講師は、環境省自然環境局長鳥獣保護管理室長の宇賀神知則氏。21 名参加。＜参加者 (登録順)＞上河潔 林業研究所フェロー研究員 (林野庁 OB)、滑志田隆 毎日新聞終身名誉職員、池田直弥 日本林業経営者協会専務理事 (林野庁 OB)、井上いづみ クリエイト井上代表、鹿島吉右衛 (非会員)、上野司郎 東亜建設工業技術部長 (林野庁 OB)、黒川正美 森林部門技術士会会長 (林野庁 OB)、中山聡 全国林業改良普及協会専務理事 (林野庁 OB)、藤原敬 林業経済研究所フェロー研究員 (林野庁 OB)、城戸檀 フリージャーナリスト、浪岡保男 日本森林林業振興会業務部長 (林野庁 OB)、堤哲 (毎日新聞終身名誉職員)、岡崎昌史 (日本経済新聞 OB)、上練三 林野庁経営企画課、武田俊一 新聞教育推進協議会会計監事 (毎日新聞 OB)、上松寛茂 埼玉新聞特別編集委員 (共同通信 OB) 原田隆行 日本製紙連合会常務理事 (林野庁 OB)、三島征一 (林野庁 OB)、鈴木正勝 日本森林林業振興会調査役 (林野庁 OB)、久保芳文 日本森林林業振興会企画部部長 (林野庁 OB)、沼田正俊 日本森林林業振興会会長 (林野庁 OB)。

＜上河事務局長 FB 報告＞環境省は「クマ類保護及び管



理に関する検討会」を開催し、クマを指定管理鳥獣に指定することとして現在、パブリックコメントを行っている。人と野生鳥獣の共生を実現するためには、関係省庁が一体となって土地利用計画を始めとする総合的な対策を行うことが重要であり、Wildlife Management の確立が望まれる。質疑応答では、野生鳥獣の個体数把握手法、くくり罠の監視体制、インバウンド需要に対応した猟区の設定、高性能空気銃を用いた止め刺しなどについて活発な議論が行われた。

13日(水) <上河事務局長より宇賀神知則室長宛の礼状>国会開会中のご多忙な中、当会研究会において直近の野生鳥獣保護管理行政の動向について講義いただき本当に有難うございました。東北で頻発しているクマの被害に対する対策及びクマを指定管理鳥獣に指定する動きや、環境省と農林水産省が連携してシカ、イノシシの生息数の半減を目指す取組についても理解を深めることができました。<宇賀神室長より返信>お世話になりました。予想以上に質疑での追及が強く、正直びっくりしました(議連以上かもしれませんね)。ご参加いただいた林野庁OBの方々は関東管内(多分日光?)で仕事を一緒にした記憶がありますし、北海道で一緒にしたかもしれません。時間があれば、そういうお話もできればと思いました。国有林の大きな面積をどうするのか、改めて課題として認識致しました。今後ともよろしく願い申し上げます。

同日 15時より市ヶ谷JAFEEにて定例幹事会。年度末の監事監査への対応、新役員候補の担務割り当てについて検討。次期年間研究テーマの現地視察の候補地を模索し、神奈川県熱海市と山形県新庄市を視察対象として可能性を探る。視察先でお話を伺うべき専門家の選出について藤原幹事より意見。

15日(金) 林野庁にて小坂善太郎次長(新年度研究テーマの予定講師)と打ち合わせ。ニューヨークで5月開催の国連森林フォーラムへの次長出張のため、林J総会日程の繰り延べを検討(担当・滑志田)。

4月

10日(水) 幹事会。14~16時アルス市ヶ谷103号会議室。<上河幹事の記録報告>出席者:滑志田隆会長、鈴木敦子副会長、米倉久邦監事、塚田健太幹事、上河潔事務局長。議題:①令和5年度業務・会計監査の実施。資料に基づき米倉久邦監事が令和5年度の業務及び会計

について監査を行った。②第46回定期総会について。令和6年5月20日(月)14:00~15:00に日本記者クラブで開催する予定。併せて15:00~から小坂善太郎林野庁次長を講師に、森林環境税と森林管理経営法について研究会を開催予定。③令和6年度の研究会及び共同取材について=候補地・7月下旬熱海市、9月山形県。研究会=6月森林・林業白書、10月中旬に森林環境税の取り組み事例。令和7年1月の新春特別研究会は(株)モリアゲの長野麻子氏に講師依頼。④林政ジャーナルNo.66について。6月下旬から7月初旬に発行予定。⑤その他=令和6年4月1日現在の個人会員は53名、団体会員は18団体。

22日(月)告知<日本林政ジャーナリストの会2024年度第1回研究会>5月20日(月)15時~17時、千代田区内幸町・日本記者クラブ9階会見室。講師・林野庁次長小坂善太郎氏 演題・「森林経営管理法と森林環境税」▽年間研究テーマは「森林環境税と新しい林業の展開」。座学式の研究会第1回目の講師として小坂善太郎・林野庁次長をお招きし、「森林経営管理法と森林環境税」の演題で講演していただく。<研究会趣旨>2019年に森林経営管理法が施行され、市町村が主体となって森林の経営管理を行う森林経営管理制度が導入された。その財源として、2024年から国民1人当たり年額千円の森林環境税が賦課徴税されることになり、市町村、都道府県に対して、森林環境譲与税として譲与されている。各地方自治体においては新制度のもとで森林所有者の意向調査が行われ、これに基づいて森林整備、担い手の確保、木材利用の拡大などの取り組みが本格化している。特に小規模分散の森林所有構造の中、所有者不在の森林や所有者不明森林の解消が喫緊の課題といわれる。一方で、戦後造成された森林資源は成熟化して伐採期を迎えるとともに、林業DXや林業機械化の進展、高層木造建築やバイオマス利用など新たな木材需要の創出といった明るい展望も見える。▽日本の国土の7割を占める森林資源の保全、森林・木材の循環利用、地域経済の活性化に向けて新制度はどのように活かされるのか。新たな剰余金によって活気づく市町村レベルの実践事例を見渡しながら、新制度の意義と今後の森林・林業施策の展開方向について広範な視点から検討する。(担当幹事・文責 滑志田隆=毎日新聞終身名誉職員) <参加:オープン形式>会員以外の方の聴講も可能。無料。5月15日までに上河潔事務局長(林業経済学会フェロー研究員) <k.kamikawa@live.jp>宛申込。

5月

1日(水) **2024年度活動計画について原案作成**=7月31日共同取材 熱海市 熱海の森協議会 熱海市の森林環境税の取組 ▽9月12日~13日共同取材 山形県 新庄市、白鷹町、米沢市。森林環境税の取組 早生広葉樹植林、東北農林専門職大学 林地集約化 バイオマスエネルギー ▽10月中旬研究会 講師：福田淳 林野庁森林利用課長：森林環境税の取り組み ▽令和7年1月中旬 新春特別研究会 講師：長野麻子 株)モリアゲ。

20日(月) **14時~17時、総会および第1回研究会**=千代田区内幸町の日本プレスセンタービル内日本記者クラブ。個人会員が53名、団体会員が18団体。2024年度の研究テーマは「森林環境税と新しい林業の展開」。13名の幹事と1名の監事が選出される。会長は滑志田隆氏、副会長は鈴木敦子氏、監事は米倉久邦氏、事務局長は上河潔。

<第1回研究会概要>講師は林野庁の小坂善太郎氏、講題は「森林経営管理制度と森林環境税～森林・木材の持続的循環利用に向けて～」。小坂氏は2018年5月に森林経営管理法成立の際の事務方の立役者の一人であり、2019年3月の「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の成立・交付の過程に深く関与。森林環境税の賦課徴税の開始とともに高まる新制度への国民の関心の高まりに対し、林野庁はどのような指導・普及策を構想しているのかについて解説。<参加者(登録順)>滑志田隆日本林政ジャーナリストの会会長(毎日新聞OB)、上河潔林業経済研究所フェロー研究員(林野庁OB)、藤原敬林業経済研究所フェロー研究員(林野庁OB)。堤哲(毎日新聞OB名誉職員)、橋本正法NPO法人地域交流センター、川合よしえ森林研究・整備機構・森林保険センター、武田俊一(毎日新聞OB名誉職員)、米倉久邦(共同通信OB)、岡崎昌史(本経済新聞OB編集委員)、沖永篤郎創樹社副編集長、児玉洋子(日本農業新聞OB)、

今藤洋海(農林水産省OB)、上松寛茂(共同通信OB)。

21日(火) <告知>令和6年度第2回研究会を下記の日程で開催予定。「令和5年度森林・林業白書について」林野庁林政部企画課年次報告班。日時：令和6年6月12日(水) 15:00~17:00。場所：学士会館小会議室 東京都千代田区神田錦町3-28 TEL03-3292-5936。公表されたばかりの令和5年度森林・林業白書を配布。参加希望者は氏名、所属及び連絡先を6月7日までに事務局上河潔(k.kamikawa@live.jp)まで申込。

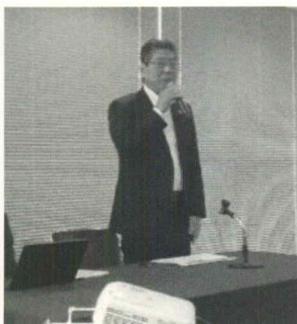
22日(水) 林野庁に小坂次長訪問、研究会講師への謝辞。企画課山崎氏と会報用原稿作成打ち合わせ(担当・滑志田)。

6月

3日(月) <告知>追加「今回研究会は5月末に公表されたばかりの令和5年度森林・林業白書の内容について、白書を配布いただき、林野庁から直接お話を伺える貴重な機会です。会場の関係で、定員12名。先着順とします」。

4日(火) <告知>6月幹事会を下記の日程で開催します。令和6年度総会後の初幹事会となります。令和6年6月10日(月) 14:00~16:00:アルス市ヶ谷103号会議室。

10日(月) 14時~16時。市ヶ谷JAFE会議室にて幹事会。林政ジャーナル66号作成案合意。<全体>40頁前後、モノクロ印刷。7月10日発行予定。300部印刷。編集担当幹事=滑志田、上河、城戸、海老澤。<コンテンツ本予定>1. 特別講演今井通子氏「森林医学」7500字、写真3、図表2(執筆者滑志田) 2. 定例研究会 環境省宇賀神氏「野生動物対策」12500字、写真3、図表(執筆者上河、関連ニュースまとめ=滑志田) 3. 2024年総会記録2000字、表2点(執筆者上河) 4. 新年度テーマ講演 林野庁小坂次長「森林環境税」12000字、図表3点(執筆者滑志田、上河、藤原) 5. 特別寄稿岸田首相の森林政策



5000字（執筆者藤原）6. 2024年版 森林林業白書レク
2000字、図3点（執筆者上河）7、友好団体プロムナード
10000字表1 写真2（執筆者滑志田、上河）8、会員
活動アラカルト 2600字 写真1（執筆者 鈴木、松尾、上
河）9、執行役員のつぶやき 2000字（上河、鈴木、米
倉、滑志田）10、. 東西南北交流抄 8000字、写真2（ま
とめ・滑志田）11. 林Jスクラップ帳 調整用に 6700
字、写真4枚（まとめ滑志田）12. 会務報告 8000字（ま
とめ・滑志田）13. 編集後記。

13日(木) <告知>令和6年度第1回共同取材のお知らせ。
取材内容：熱海市の森林環境譲与税の取組と熱海
の森協議会の活動。日程：令和6年7月31日（水）10：
20～17：00。集合場所：熱海市役所正面玄関前 10：20。
解散場所：JR 東日本東海道新幹線熱海駅前 17：00。取材
内容：①熱海市の森林環境譲与税の取組（熱海市役所）

②熱海の森協議会の取組（雨天中止）。現地はかなり急峻な
森のため、参加は体力に自信のある方。相応しい服装、
装備（長袖長ズボン、軍手等。熱海市役所を訪問して令
和6年度から完全実施となった森林環境譲与税による取
組、令和3年7月の熱海市伊豆山土砂災害も経験した森
林・林業の現状について取材。続いて熱海の森協議会
（OEGs：東京大学大学院農学生命科学研究科 One Earth
Guardians 育成機構、(株) 未来創造部、認定NPO法人環
境リレーショーンズ研究所）が実施する「熱海の森プロジ
ェクト」を視察。土砂流出防備保安林の7.5haを、認定
NPO法人環境リレーショーンズ研究所が引き取り、2010年
からボランティア中心の保全活動を行っている。（担当幹
事・鈴木、上河）。参加希望者は氏名、所属及び連絡先を
ご記入のうえ、令和6年7月19日（金）までに日本林政
ジャーナリストの会幹事・事務局長の上河潔
（k.kamikawa@live.jp）へ。

メッセージ

生態系の記述に「なるほど」

書簡・原剛（早稲田大学名誉教授・読者）より
林政ジャーナル 65号の各レポートを拝読しました。小生の
眼にも鮮やかにその景観に映える記述を楽しむことができま
した。「富山・飛騨回廊に行く」の動植物の生態等の記述に関
しては「なるほど」と感心しました。またスギ品種、樺の品
種の多様性について勉強させてもらいました。
かつてブナ林の天然更新をめぐる論争が昂じて、秋山智英

林野庁長官（当時）と二人で下北半島を一周したことがあります。
連夜の深酒と温泉も満喫した楽しい思い出です。

ところで、浅井良亮氏という研究者が、江戸時代尾張藩の
「御山守」を代々務めた「中津川加子母の内木家」の古文書
を解説し、『自然の脅威と樹木の活用』と題する書を徳川林政
史研究所から昨年刊行しました。浅井氏は日本近代史を専攻
する方です。実に力作。研究熱心な林政ジャーナリストの会
の皆さんの学習のご参考になればと思いご紹介する。

世界環境デーに寄せる アントニオ・グテーレス国連事務総長メッセージ 国連広報6月5日より

今年の世界環境デーのテーマは「土地の回復、砂漠化、干
ばつに対するレジリエンス（強韌性）。人類は、土地に依存
しています。しかしながら、世界各地で、汚染、気候カオス
（大混乱）、生物多様性の破壊といった「有毒なカクテル」が
生態系をデッドゾーンへと変貌させつつあります。作物が不
作となり、水源が消滅し、経済が弱体化し、コミュニティが
危機にさらされ、最も貧しい人々が最も大きな打撃を受ける
ことを意味します。持続可能な開発も損なわれています。そ
して私たちは、致命的な悪循環に陥っています。地球温暖化
につながる二酸化炭素排出量の11%は、土地利用によるものだ

からです。今こそこの悪循環から脱却する時です。▽各国は、
劣化した生態系と土地を回復させるすべての約束と、「昆明・
モントリオール生物多様性枠組」全体を守らねばなりません。
また、新しい自国の気候行動計画を活用し、2030年までに森林
破壊を食い止めて回復させる方法を提示しなければなりません。
そして私たちは、開発途上国が激しい気象に適応し、自然
を保護し、持続可能な開発を支援するための資金を、劇的に増
額しなければなりません。▽行動しないことの代償は、あまり
に高くつきます。一方で、迅速かつ効果的な行動は、経済的にも
理にかなっています。生態系の回復に1ドル投資する毎に、
最大30ドル分の経済的利益が生まれるのです。私たちは「再
生の世代」なのです。共に、土地にとって、そして人類にとっ
て持続可能な未来を築こうではありませんか。

編集後記

活字化して伝える過程 今号は座学の講演記録が中心となった。貴重なお時間を割いて御協力くださった講師の方々に改めて感謝する。私たちは講義内容への敬意を込めながら慎重にテープ起こしの作業にあたる。打ち合わせを重ねながら文章化する。「講演時と比べ大胆さが消える」との指摘もあるが、活字として世の中に出ていくことを考えた際、話言葉の迫力が失われるのは仕方ない。共同取材の場合も事情が許す限り、取材対象者に原稿をお送りし、チェックを受ける方針を続けている。「事前に原稿を見せるなんておかしい。あなたは元社会部記者と言いながら、取材対象者にそんなくが過ぎる」と批判されたこともある、何をかいわんや。ジャーナリストとしてのセンスとキャリアを疑う。協力者の真意やテクニカルタームが誤解なく伝えられることへの努力に細心を凝らすことはマナーである。▼わが日本林政ジャーナリストの会は記者、市民、行政担当者が同じテーブルで課題考究する場として維持されてきた。それは隠された事実を究明し、権力を「撃つ」社会的な報道姿勢とは一線を画すもの。新しい林業の姿の形成へ「背を押す」性格を自認したい。記者活動の実績が乏しい人ほどに建前の言辞を弄したくなる気持ちも分からないではないが、私は林 J 会においては「アドボケイト (advocate) ジャーナリズム」の役割を大事にしていく姿勢を堅持したい。とは言うものの、私自身、カッコつけるだけで、自分の姿が見えない老記者になっているのかもしれない。自戒しながら煩雑な編集事務に耐える。(滑志田隆)

調査報道の姿勢が求められる 編集者の一人として、いつも思うのは、研究会が時宜になつた重要なテーマを取り扱っていることだ。会として一定の社会的責任を果そうとする姿勢に共感する一方で、いろいろと考えさせられることも多い。例えば野生動物と人間の共存については、さらに多様な視点から掘り下げていく必要を感じる。環境省や農水省の説明だけを鵜呑みにするのではなく、場合によっては関係機関や人材を動かしてフィールドワークを実施し、その結果を分析したレポートを発表するなど、調査ジャーナリズムの団体としての活動が強く求められているのではないか。現実にはなかなか難しいことも理解できるが、林 J 会は常に未踏の分野に挑戦する気概を持ちたいものだ。▼統計数値は表の項目設定やグラフ表示方法等も含め、扱い方によっては正反対の結論を導くことができる。これはジャーナリストなら誰でもご存じだろう。まず結論ありきでの説明を補完する目的で、それに必要な統計数値を選択し組み合わせて巧妙にグラフ表示されると (数値自体の信憑性は措いても) 予備知識のない一般市民は疑うことなくその結論を信じてしまいがちだ。データで意図的に世論を誘導することさえ可能である。だからこそ我々ジャーナリストの責任は重い。まずは疑う。そして徹底的に調べる。自省自戒の日々。とにかくデータ・リテラシーを鍛えるしかない。(城戸檀)

林政ジャーナル 66号

発行 2024年7月10日

編集グループ 滑志田隆、上河潔、城戸檀、海老澤秀夫

編集顧問 本郷浩二

発行人 滑志田隆 (日本林政ジャーナリストの会会長)

林 J 事務局 〒112-0014 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 3F 日本林業協会内

代表電話 090-5541-6891

連絡先 k.kamikawa@live.jp

★新入会員募集中!